

みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2次袖ヶ浦市環境基本計画



SODEGAURA
CITY



令和2年3月

袖ヶ浦市

はじめに



袖ヶ浦市は、温暖な気候の下、古くから農水産業を中心に人々の生活が営まれてきました。昭和40年代以降は臨海部の工業化が進み、これを契機に内陸部丘陵地において宅地や道路が整備され、市街地が形成されてきました。これにより、大気汚染や水質汚濁等の生活環境や自然環境の悪化等の問題が生じましたが、環境保全協定をはじめ、法令等に基づく環境保全の取り組みを強く推進した結果、産業活動に伴う環境問題については、一応の成果を収めました。

本市は、平成11年に「袖ヶ浦市環境条例」を制定するとともに、平成15年に、安全で快適なうるおいのある環境都市を目指して「袖ヶ浦市環境基本計画」を策定しました。その後、平成23年の原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境の汚染と人の健康への影響に対応するため、平成25年に袖ヶ浦市環境基本計画を改訂し、長期的な目標や取組方針に基づく総合的な環境施策を進め、産業活動だけでなく都市生活型の環境問題に取り組むとともに、自然環境の保全を図ってまいりました。

一方で、世界各地においては、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や集中豪雨等による被害が頻発しており、国内でも、平成30年7月豪雨や令和元年台風第15号・第19号等による災害が起っています。

このような状況の中、世界では、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択され、地球規模で環境問題等の課題や地球温暖化対策に取り組む動きが活発となっています。

また、わが国においては、平成30年に第五次環境基本計画を策定しました。千葉県においても、平成31年に第三次環境基本計画を策定し、国と連動した取り組みの総合的かつ計画的な推進を図っています。さらに、本市では、市の最上位計画である袖ヶ浦市総合計画を、令和2年度を初年度として策定します。

こうした社会情勢を踏まえ、本市では、今後の環境対策を、市民、事業者、市が一体となって更に進めていくため、この度「第2次袖ヶ浦市環境基本計画」を策定しました。この計画では、昨今の環境等に対する動向や前計画の進捗状況等を考慮し、基本施策や分野横断的な施策の目標を掲げています。

具体的には、5つの基本目標と1つの環境保全のための分野横断的な施策、22の基本施策を掲げるとともに、誰にでも分かりやすく実践しやすい91の主な取組を設定し、市民、事業者、市の各主体が積極的に環境配慮行動に取り組むことができるようにしています。これらの取組を総合的に行うことにより、袖ヶ浦市が目指す環境像「みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦」の実現を目指してまいります。

本計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました袖ヶ浦市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民や事業者の皆様へ、心からお礼申し上げます。

今後は、策定した計画に基づき環境施策を推進してまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力、積極的なご参加をお願い申し上げます。

令和2年3月

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の対象範囲	3
第4節 計画期間	4
第5節 計画の構成	5
第2章 環境問題等に対する動向	6
第1節 国際的な動向	6
第2節 国内の動向	6
第3節 袖ヶ浦市の動向	7
第3章 計画の目標	14
第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像	14
第2節 基本目標	15
第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向	18
第1節 施策展開の基本的な考え方	18
第2節 各分野の施策	22
1 豊かな自然と共生するまち	22
2 快適で安全に生活できるまち	30
3 地球環境を思いやるまち	38
4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち	46
5 市民参加による環境保全活動を推進するまち	54
第3節 環境保全のための分野横断的な施策	62
第5章 計画の推進	66
第1節 計画推進の基本的な考え方	66
第2節 計画の推進体制	66
第3節 各主体に求められる役割	68
第4節 計画の進行管理	73
資料編	
1 計画策定の経過	資料編 1
2 計画策定の方針	資料編 3
3 環境に関する市民懇談会における主な意見等	資料編 6
4 関係例規	資料編 7
5 袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査報告書（抜粋）	資料編 12
6 用語集	資料編 15

コラム

①	生物多様性	25
②	特定外来生物	27
③	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	39
④	COOL CHOICE	41
⑤	エコドライブ10	43
⑥	気候変動	45
⑦	廃棄物等の適正処理	49
⑧	森林浴の効果	55
⑨	情報ネットワーク	63

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

袖ヶ浦市（以下「本市」という。）では、平成11年（1999年）に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を平成15年（2003年）に策定しました。

その後、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災に起因する放射性物質等の新たな環境問題への対策の必要性や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年（2013年）に袖ヶ浦市環境基本計画（改訂版）（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の計画期間は令和4年度（2022年度）までとなっていますが、平成27年（2015年）に採択された持続可能な開発目標（SDGs）や地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めたパリ協定、令和元年（2019年）6月に開催されたG20大阪サミット等の国際的な動向、気候変動適応法の施行、第五次環境基本計画、地球温暖化対策計画の策定等の国内の動向や、第三次千葉県環境基本計画の策定等の変化に対応し、先人が残してくれた豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくことを目指し、計画の期間を前倒しし、袖ヶ浦市総合計画の策定に合わせ、令和2年度（2020年度）を初年度とする第2次袖ヶ浦市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、袖ヶ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律において、市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ヶ浦市総合計画との整合を図っています。

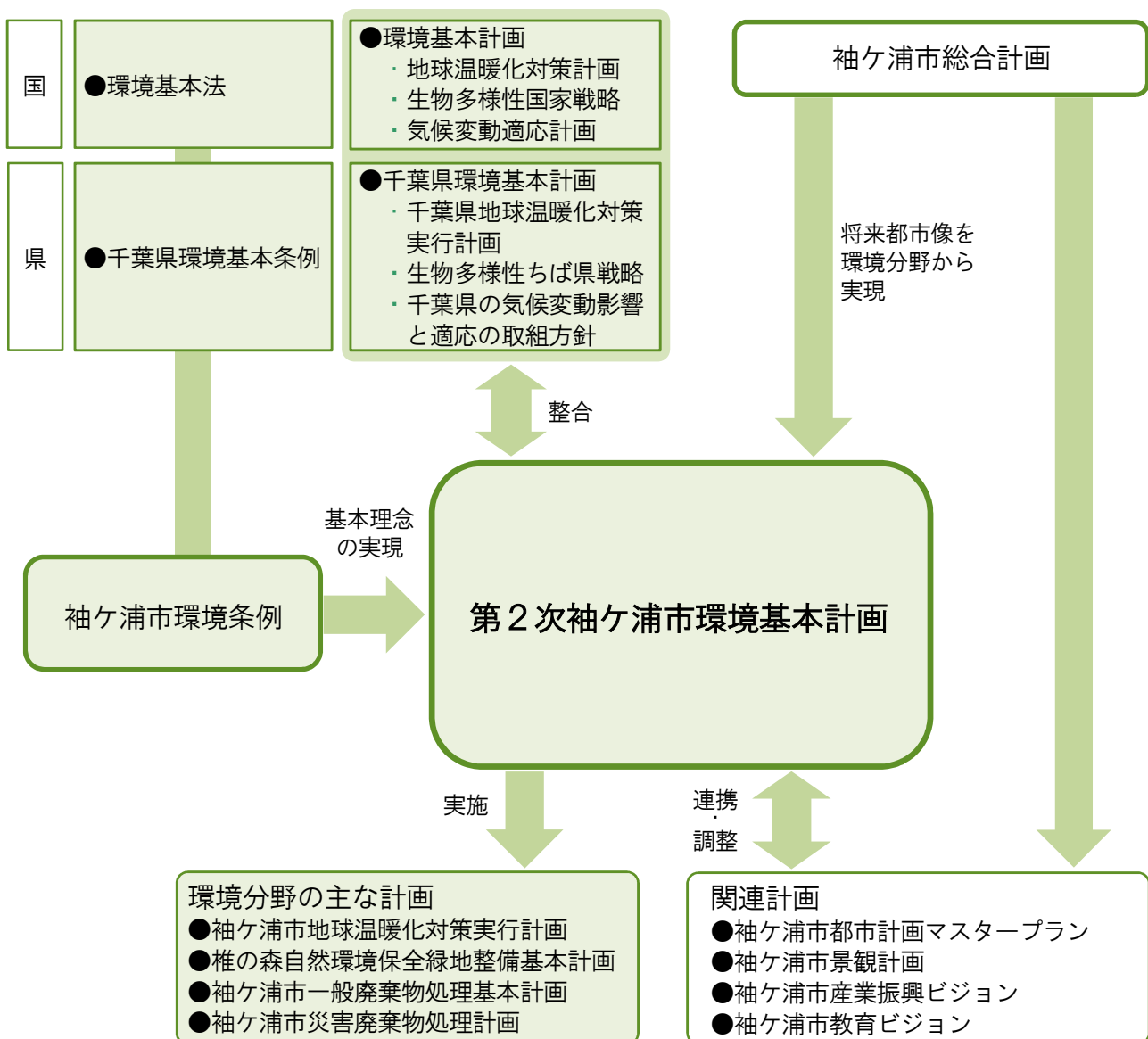


図 計画の位置付け

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、他自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会の構築、環境意識と行動に区分し、更にその分野に含まれる環境の範囲とします。



出典：国土地理院ウェブサイト

図 計画の対象範囲

第4節 計画期間

計画の期間は、令和2年度（2020年）から令和13年度（2031年）までの12年間とします。ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等により、適宜見直しを行います。

年度 項目	令和	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
上位計画期間	← 袖ヶ浦市総合計画 →												
本計画期間	← 第2次袖ヶ浦市環境基本計画 →												
前計画期間 (参考)	袖ヶ浦市 環境基本計画(改訂版) →												

図 計画期間

第5節 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	第2節 計画の位置付け	第3節 計画の対象範囲
第4節 計画期間	第5節 計画の構成	

第2章 環境問題等に対する動向

第1節 国際的な動向	第2節 国内の動向	第3節 袖ヶ浦市の動向
------------	-----------	-------------

第3章 計画の目標

第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

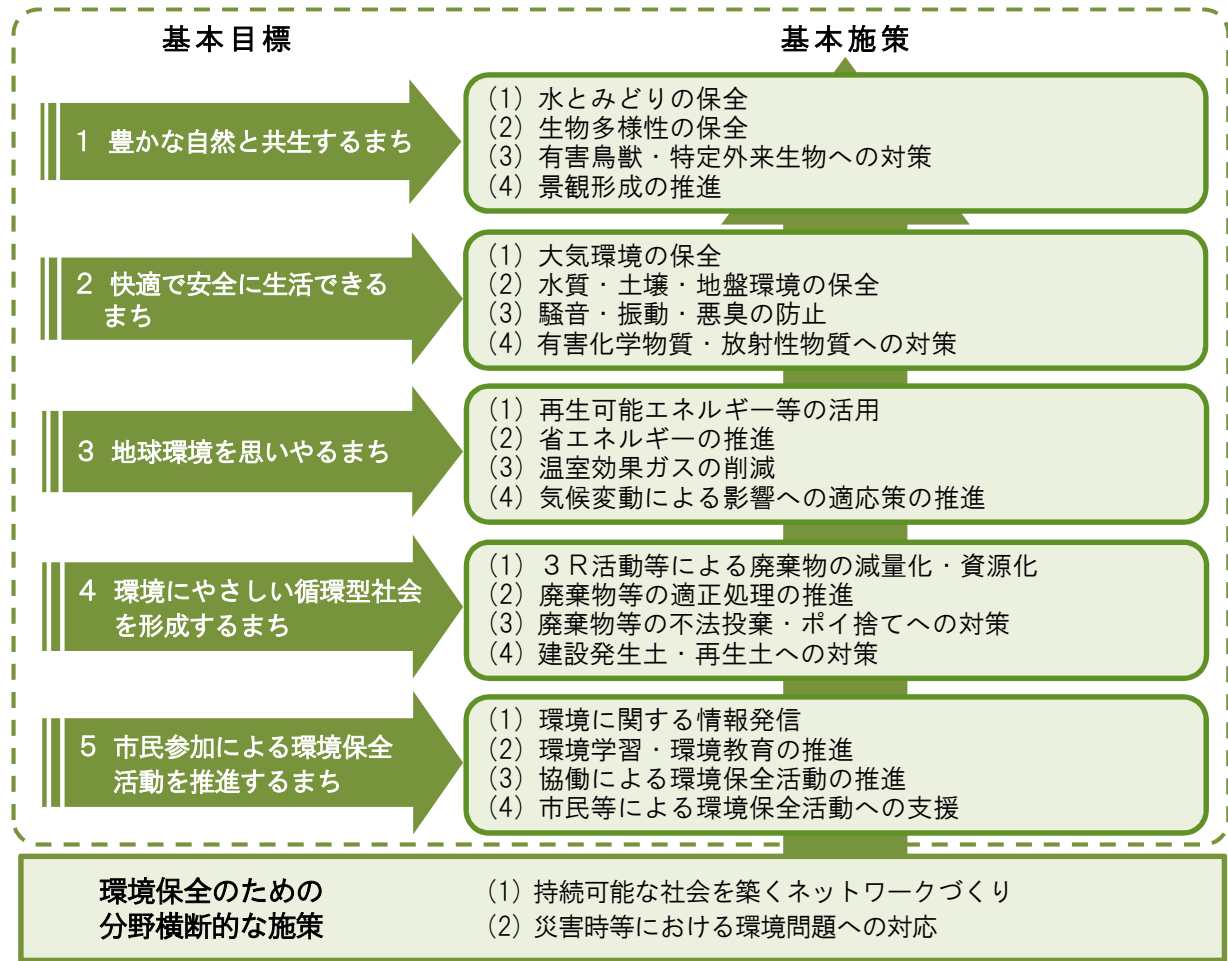
みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2節 基本目標

- ・豊かな自然と共生するまち
- ・快適で安全に生活できるまち
- ・地球環境を思いやるまち
- ・環境にやさしい循環型社会を形成するまち
- ・市民参加による環境保全活動を推進するまち

第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦



第5章 計画の推進

第1節 計画推進の基本的な考え方	第2節 計画の推進体制
第3節 各主体に求められる役割	第4節 計画の進行管理

第2章 環境問題等に対する動向

第1節 国際的な動向

近年、地球環境問題や生物多様性の損失の問題等、全地球的な人間の生命をも脅かす問題が山積しています。このような地球規模にまで及ぶ環境問題に対して、全人類的な対応が必要であることが、国際的にも共有されています。

平成26年(2014年)にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書が公表され、温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は、明治13年(1880年)から平成24年(2012年)までの約130年間で0.85℃上昇したと考えられること、今世紀末までの世界平均気温の変化は0.3℃から4.8℃までの範囲に、海面水位の上昇は0.26メートルから0.82メートルまでの範囲に入る可能性が高いと予測されていることなどが報告されています。

平成27年(2015年)には持続可能な開発目標(SDGs)が、国連総会で採択されました。これは、持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットで構成され、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

また、平成9年(1997年)に採択された京都議定書に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27年(2015年)にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、気候変動に関する令和2年(2020年)以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、世界総排出量の55%以上を占める55か国以上の締約国が批准して、平成28年(2016年)に発効し、日本も同年11月に批准しています。このパリ協定の枠組みを受けて、中期目標として令和12年度(2030年度)の温室効果ガスの排出を平成25年度(2013年度)の水準から26%削減することが定められました。

第2節 国内の動向

国では、こうした地球環境問題への対応を踏まえ、長期的かつ総合的な環境の保全に関する施策を推進するため、環境基本法を制定するとともに、平成6年(1994年)に同法の規定に基づく環境基本計画を策定しました。

環境基本計画は、その後見直しが行われ、平成24年(2012年)に策定された第四次環境基本計画では、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、環境行政の目標である「持続可能な社会」の姿を「低炭素」、「循環型」、「自然共生」の各分野で総合的に達成することに加え、その基盤となる「安全」の確保が明示されました。その後、平成30年(2018年)に策定された第五次環境基本計画では、これまでの「特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するための分野別の重点施策を設定する」という考え方から「特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解

決し得る分野横断的な重点施策を設定する」という考え方が明示されています。

千葉県においても、環境問題に適切に対応し、県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくため、5つの基本目標を掲げ、6つの政策分野と23の施策項目を設定する第三次千葉県環境基本計画が平成31年（2019年）3月に策定され、国と連動した取り組みの総合的かつ計画的な推進を図っています。

第3節 袖ヶ浦市の動向

本市では、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染等による生活環境の悪化、宅地開発等による身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、工場との間で、公害防止のための協定締結や袖ヶ浦市環境条例、各種関係法令に基づき公害防止対策を進めるとともに、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例等を制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めてきました。

その一方で、人口の増加に伴い、市北西部を中心に都市化が進行し、生活スタイルの変化等が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、廃棄物の排出量の増大、温室効果ガスの排出等、生活による環境への負荷が大きくなってきています。

大気環境では、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題もあります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等が、私たちの身近な環境問題となっています。廃棄物の不法投棄やポイ捨て、ごみ出しのマナーや自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境問題もあります。

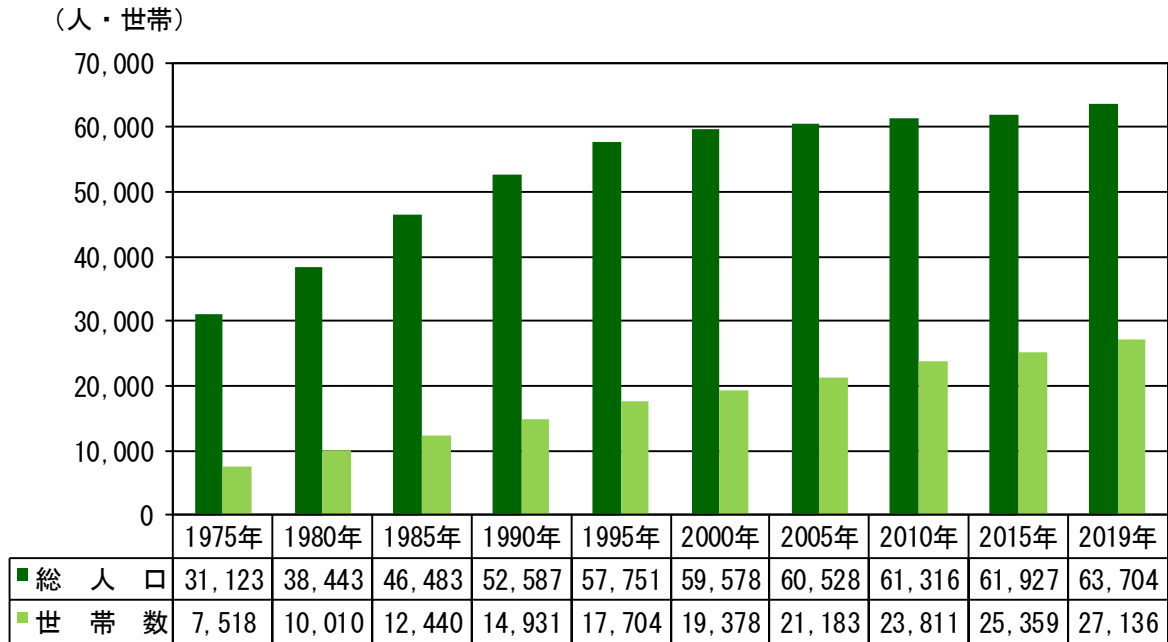
これらのことを認識し、市民、事業者、市が、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、目指す環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要となります。

本市では、平成11年（1999年）に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づいて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年（2003年）に袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。その後、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災に起因する放射性物質等の新たな環境問題への対策の必要性や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年（2013年）に袖ヶ浦市環境基本計画を改訂しました。

《社会条件の変化》

【人口】

本市は、千葉県の中西部、東京湾沿いのほぼ中央に位置しており、都心からは直線距離で約35キロメートル、時間距離にして袖ヶ浦駅から東京駅まで総武線快速で約80分、京葉線で最短約60分の位置にあります。平成9年（1997年）に開通した東京湾アクアラインを経由する高速バスでは、羽田空港まで最短で22分、品川駅まで約44分、横浜駅まで約39分で結ばれており、東京都や神奈川県へのアクセスの利便性の良さなどから、人口が増加しています。

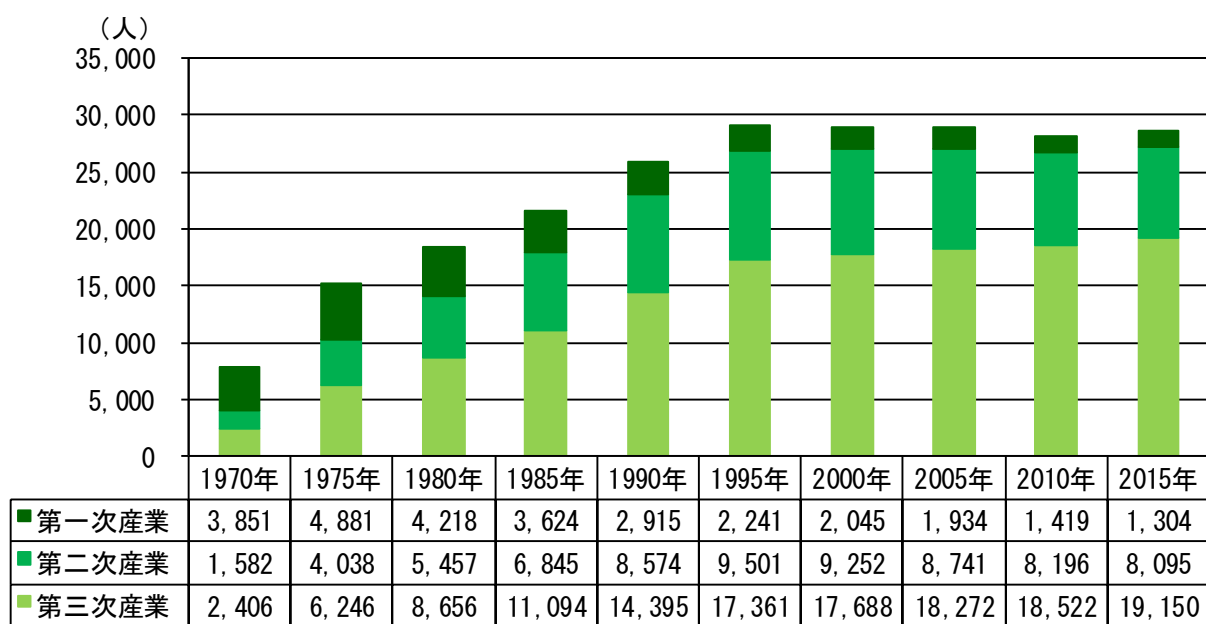


出典：袖ヶ浦市住民基本台帳

図 人口・世帯数の推移（各年4月1日現在：住民基本台帳人口）

【産業構造】

本市の産業は、かつて海苔養殖を主とした漁業と稲作を主とした農業が中心でしたが、昭和30年代に始まった京葉臨海工業地帯の造成に伴う企業進出等により、就業人口の増加とともに産業構造の変化に伴って就業構造も大きく変化しました。また、市の北側は首都圏整備法による近郊整備地帯であり、東京湾アクアライン及び同連絡道を軸として、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備により利便性が高まり、市街地の形成は海側から丘陵部へと拡大しつつあります。

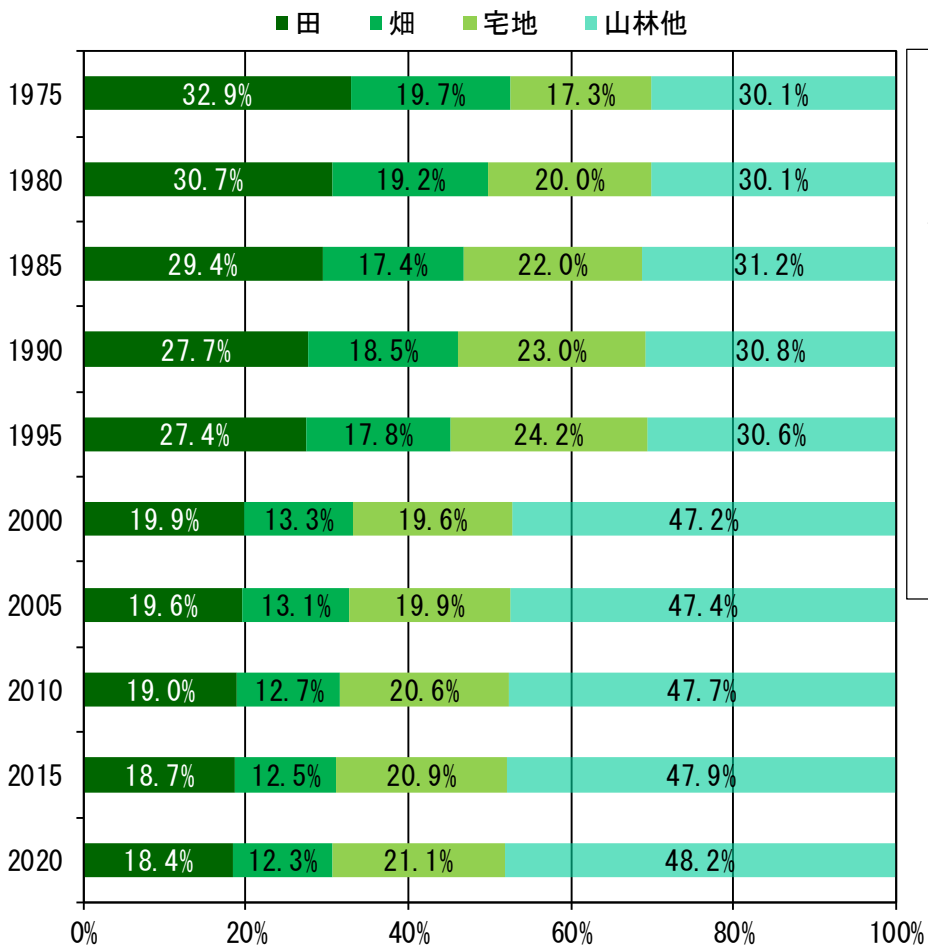


出典：国勢調査結果

図 産業別就業者数の推移（各年10月1日現在）

【土地利用】

本市の土地利用状況は、平成29年（2017年）時点で、田畑が30.7%、宅地が21.1%、山林他48.2%（内訳：池沼0.1%、山林15.4%、原野0.6%、雑種地9.7%、その他22.4%）となっています。



（注）統計項目等の変更があったため、平成7年度（1995年度）と平成12年度（2000年度）の間に、統計値の大きな違いが見られます。具体的な理由は、以下のとおりです。

- ・平成10年度（1998年度）以降は、非課税地の地積を加えている。
- ・平成10年度（1998年度）以降は、「その他」という項目が追加されている。

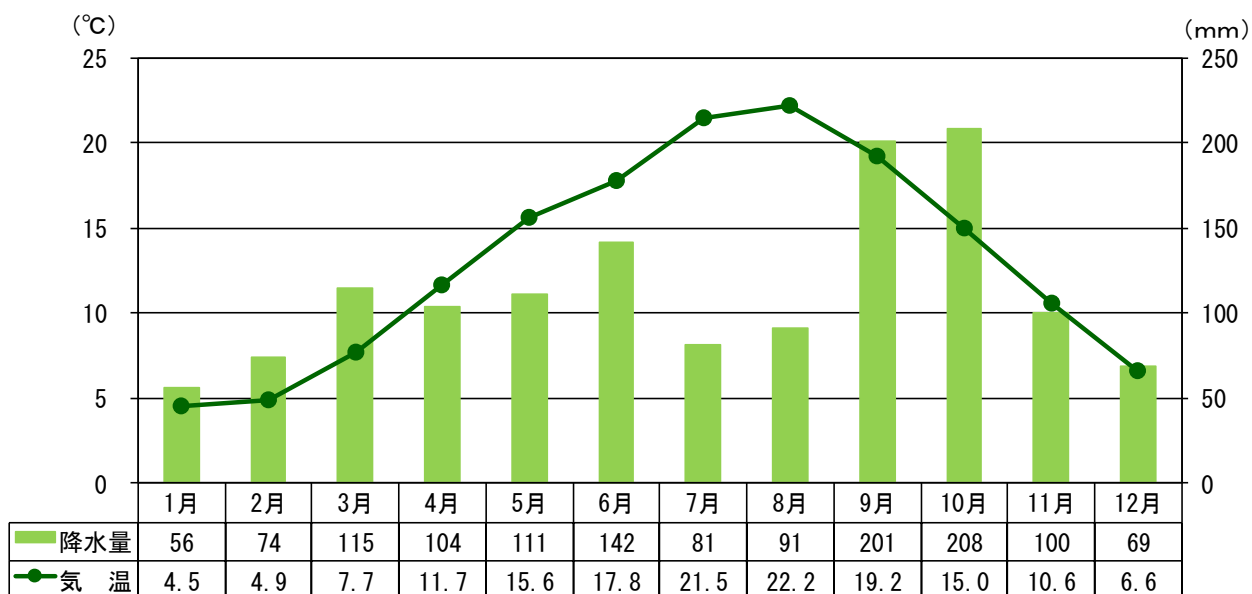
出典：千葉県統計年鑑

図 土地利用面積の推移

《気象条件の変化》

【気温・降水量】

本市は、東京湾岸に位置しているため、海流の影響を受け、温暖な気候を呈しています。最寄りの気象官署としては、気象庁アメダス木更津観測所があります。気象庁アメダス木更津観測所における10年間（平成21年（2009年）から平成30年（2018年）まで）の統計によれば、年間平均気温は15.7℃、年間平均降水量は、1,621ミリメートルとなっています。



出典：気象庁（アメダス 木更津観測所データ）

図 過去10年間の月別平均気温と月別平均降水量

《袖ヶ浦市環境基本計画策定以降の社会の動向》

年度	国際的な動向	国内の動向	千葉県の動向	袖ヶ浦市の動向
平成 16 年度 (2004 年度)	・ 京都議定書発効 (H17. 2)			
平成 17 年度 (2005 年度)	・ 国連気候変動枠組条約第 11 回締約国会議 (COP11)開催 (H17. 11) ・ 生物多様性条約第 8 回締約国会議 (COP8)開催 [2 年毎に開催] (H18. 3)	・ 京都議定書目標達成計画閣議決定 (H17. 4) ・ 環境省地方環境事務所の設置 (H17. 10)		
平成 18 年度 (2006 年度)	・ 国連気候変動枠組条約第 12 回締約国会議 (COP12)開催 [毎年開催] (H18. 11)	・ 第三次環境基本計画閣議決定 (H18. 4) ・ 容器包装リサイクル法改正 (H18. 6)	・ 千葉県地球温暖化防止計画改定 (H18. 6) ・ 千葉県三番瀬再生計画 (基本計画) 策定 (H18. 12)	
平成 19 年度 (2007 年度)	・ 気候変動に関する政府間パネル IPCC 第四次評価報告書公表 (H19. 11) ・ 京都議定書第一回約束期間開始 (2008～2012 年) (H20. 1)	・ 21 世紀環境立国戦略閣議決定 (H19. 6) ・ 第三次生物多様性国家戦略閣議決定 (H19. 11) ・ 第二次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 (H20. 3) ・ 改正京都議定書目標達成計画閣議決定 (H20. 3) ・ 地球温暖化対策推進法改正 (H20. 3)	・ 千葉県環境学習基本方針策定 (H19. 9) ・ 第二次千葉県環境基本計画策定 (H20. 3) ・ 生物多様性ちば県戦略策定 (H20. 3)	・ 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画策定 (H19. 6) ・ 第 2 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画策定 (H20. 1)
平成 20 年度 (2008 年度)	・ G8 北海道洞爺湖サミット開催 (H20. 7)	・ エネルギーの使用の合理化に関する法律改正 (H20. 5) ・ 生物多様性基本法公布 (H20. 6) ・ 低炭素社会づくり行動計画閣議決定 (H20. 7)		
平成 21 年度 (2009 年度)	・ アジア 3R 推進フォーラム設立 (H21. 11)	・ 地球温暖化対策推進法施行令の一部改正施行 (H21. 4) ・ 生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 (H22. 3)		・ 袖ヶ浦市総合計画策定 (H22. 3) ・ 袖ヶ浦市景観まちづくり基本計画策定 (H22. 3)
平成 22 年度 (2010 年度)		・ 環境経済成長ビジョン公表 (H22. 4) ・ 新成長戦略閣議決定 (H22. 6) ・ エネルギー基本計画改定 (H22. 6) ・ 生物多様性地域連携促進法制定 (H22. 12) ※ 東日本大震災・福島第一原発事故 (H23. 3)	・ 第 8 次千葉県廃棄物処理計画策定 (H23. 3)	・ 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン策定 (H23. 3)
平成 23 年度 (2011 年度)		・ 環境影響評価法改正 (H23. 4) ・ 環境教育等促進法公布 (H23. 6) ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 (H23. 8) ・ 放射性物質汚染対処特措法施行 (H23. 8)	・ 新エネルギー活用推進プロジェクトチーム設置 (H23. 7) ・ 千葉県地球温暖化防止計画の期間延長 (H24. 3)	

年度	国際的な動向	国内の動向	千葉県の動向	袖ヶ浦市の動向
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書第一回約束期間終了(H24. 12) ・ ハノイ 3R 宣言採択(H25. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次環境基本計画閣議決定(H24. 4) ・ 再生可能エネルギーの全量買取制度開始(H24. 7) ・ 生物多様性国家戦略2012-2020 閣議決定(H24. 9) ・ 地球温暖化対策のための税導入(H24. 10) ・ 地球温暖化対策推進法改正閣議決定(H25. 3) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画策定(H25. 3)
平成 25 年度 (2013 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型家電リサイクル法施行(H25. 4) ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定(H25. 5) ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正公布(H25. 5) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 袖ヶ浦市環境基本計画(改訂版)策定(H25. 8) ・ 袖ヶ浦市景観計画策定(H25. 12)
平成 26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動に関する政府間パネル IPCC 第五次評価報告書公表(H26. 10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次エネルギー基本計画策定閣議決定(H26. 4) ・ 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令公布(H26. 10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県環境基本計画〔改訂版〕策定(H27. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画策定(H27. 3) ・ 袖ヶ浦市森林整備計画策定(H27. 3)
平成 27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択(H27. 9) ・ パリ協定採択(H27. 12) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県地方創生「総合戦略」策定(H27. 12) 	
平成 28 年度 (2016 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策のための税導入最終税率へ引き上げ完了(H28. 4) ・ 地球温暖化対策計画閣議決定(H28. 5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 9 次千葉県廃棄物処理計画策定(H28.5) ・ 千葉県地域公害防止計画策定(H29. 3) ・ 第 12 次千葉県鳥獣保護管理事業計画策定(H29. 3) ・ 千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(改訂)策定(H29. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 袖ヶ浦市情報化推進計画策定(H28. 12) ・ 第 4 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画策定(H29. 3) ・ 袖ヶ浦市森林整備計画(変更)策定(H29. 3)
平成 29 年度 (2017 年度)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県災害廃棄物処理計画策定(H30. 3) 	
平成 30 年度 (2018 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第五次環境基本計画閣議決定(H30. 4) ・ 第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定(H30. 6) ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正(H30. 6) ・ 第五次エネルギー基本計画閣議決定(H30. 7) ・ 気候変動適応法閣議決定(H30. 11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次千葉県環境基本計画策定(H31. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画策定(H31. 3) ・ 袖ヶ浦市地域防災計画(改訂)策定(H31. 3)
平成 31 年度 令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連気候行動サミット 2019 開催(R1. 9) ・ 国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議(COP25)開催(R1. 12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律公布(R1. 5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行(R1. 7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン施行(H31. 4) ・ 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画策定(R2. 3)

第3章 計画の目標

第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

令和2年に策定された袖ヶ浦市総合計画では、「環境保全」と「廃棄物・リサイクル」の2項目について、目指す姿を次のように定めています。

項目	目指す姿
環境保全	豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会が作りだされています。
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。

袖ヶ浦市総合計画が目指す姿を環境面から実現していくため、本計画の目指す環境像を次のように定めます。

本市は、約6万4千人の人口を有する県内有数の工業都市であり、千葉県の中西部に位置し、東京湾に面しています。市内には、四季折々の花が楽しめる袖ヶ浦公園、東京湾アクアラインが望める袖ヶ浦海浜公園があります。また、内陸部には、小櫃川、浮戸川沿いの平野に広がる稲作地帯、平野の北側には台地があり、畑と集落、屋敷林が織りなす景観が広がります。北東部から東部及び西南部には様々な森林があり、多くの自然が残されています。

このすばらしい環境を市民一人ひとりが大切にし、未来を担う子ども達に伝えていかなければなりません。そして自然と共生する快適な生活環境を守り、創出していく必要があります。

近年では、日常生活や事業活動により、様々な環境負荷が生じており、環境に関する取り組みの重要性はますます高まっています。さらに、環境を取り巻く課題は、様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、市の各主体が環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

本市の良好な環境づくりのために、市民、事業者、市が計画を推進していく姿勢を誰にでも分かりやすく表した目標を「目指す環境像」として掲げます。

みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2節 基本目標

「目指す環境像」を実現するため、次のとおり5つの基本目標を設定し、様々な環境施策を実施します。

1 自然環境

基本目標1 豊かな自然と共生するまち

本市では、海、山、川等の豊かな自然環境に囲まれ、そこには多種多様な生物が生息しており、これらは市民が共有する地域の財産として、次の世代に引き継いでいく必要があります。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって自然からの恵みを持続的に享受するためには、地域の特性に応じて、湖沼・沿岸域の水環境や、農地、森林、里山等の「水とみどりの保全」を図ることや、絶滅が危惧される希少な野生生物の保護等の「生物多様性の保全」に向けた活動を継続して実施していくことが重要です。

一方では、農作物や人の生活に悪影響をもたらす有害鳥獣や、生活への影響に加えて、生態系等への影響を及ぼす特定外来生物は、必要に応じて駆除を行うなどの「有害鳥獣・特定外来生物への対策」が必要であり、人と野生生物が適切に共存できる環境を目指します。

さらに、市内には、連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸の富士山を望む広大な眺望等があり、これらを景観資源と捉えた「景観形成の推進」を図ります。

2 生活環境

基本目標2 快適で安全に生活できるまち

市民一人ひとりが健康で快適な生活を送るためには、大気、水等を良好な状態に保つこと、また、身近な生活環境における不快な騒音、振動、悪臭等の影響に悩まされないようにしていく必要があります。

人の生活や産業活動によって生じる大気汚染や水質汚濁等は、人の健康や生態系に深刻な影響をもたらします。安全な生活環境を保全するため、「大気環境、河川及び海域等の水環境、地質環境」を適切に監視等するとともに、「騒音、振動、悪臭」の少ない快適な暮らしの確保を図ります。また、「有害化学物質や放射性物質」についての監視を行い、市民に情報提供を行うことにより、安心して暮らせるまちを目指します。

3 地球環境

基本目標 3 地球環境を思いやるまち

私たちの日々の生活や事業活動は、電気、ガス、ガソリンなどの多くのエネルギーを大量に消費することで成り立っており、そこから発生する二酸化炭素等が一つの要因となって、地球温暖化等の環境問題を引き起こしています。

持続可能な低炭素社会を実現するため、「再生可能エネルギー等の活用」や「省エネルギー」を推進することにより、「温室効果ガスの削減」等を図ります。

また、地球温暖化による気候変動に起因して、環境、経済、社会に影響が生じていることから、これらに対する「適応策」を推進します。

4 循環型社会の構築

基本目標 4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

大量生産、大量消費、大量廃棄というかつての社会経済システムは、天然資源の枯渇やエネルギーの大量消費等の多くの問題を引き起こしてきました。私たちは、廃棄物が燃料エネルギーとしての活用等の貴重な資源となる可能性を秘めていることを認識し、これらが適正に循環する社会構造へと転換させていくことが必要となります。

循環型社会の形成に向けた種々の取組を実効性のあるものとするために、3R活動等により、「廃棄物の減量化・資源化」に取り組むとともに、廃棄物処理施設の整備等により、「廃棄物等の適正処理」の推進を図ります。

また、「廃棄物等の不法投棄・ポイ捨て」に対する監視等を行うとともに、「建設発生土・再生土」の適正な処理を推進します。

5 環境意識と行動

基本目標 5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境問題の本質を理解し、日常生活において環境に配慮した行動ができる人材の育成が重要です。

市では、「環境に関する情報」を継続的に発信し、「環境学習・環境教育」を推進することにより、環境意識の啓発を行い、市民が環境や環境問題に関心を持ち、知識を深め、環境の保全に配慮した望ましい判断力を身に付けることにより、環境への責任ある行動をとることができる人材が育成されるよう取り組みます。

また、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者との「協働による環境保全活動」を推進するとともに、市民や事業者による「環境保全活動」を支援します。

第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

第1節 施策展開の基本的な考え方

本章では、前章に掲げた「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「循環型社会の構築」、「環境意識と行動」の分野ごとの目標の実現に向けて、SDGsの目標も踏まえ、市民、事業者、市が協力して進めていく最も基本となる行動を示す基本施策を掲げ、それぞれの施策に沿って主な取組を示します。

また、本計画においては、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決することができる環境保全のための分野横断的な施策を展開することとします。

【持続可能な開発目標（SDGs）について】

人間が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、平成27年（2015）9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として令和12年（2030年）までの17の目標と169のターゲットが設定されています。SDGsの目標は、それぞれ関連しており、1つの課題解決の行動によって複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境だけではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。この環境・経済・社会の3つの側面について、バランスがとれ、統合された形で解決するという考え方は、環境基本計画等に示されたわが国の環境政策が目指すべき方向性と基本的に同様であるといえます。

SDGsの17の目標を見ると、「目標6（水）」、「目標7（エネルギー）」、「目標12（生産・消費）」、「目標13（気候変動）」、「目標14（海洋）」、「目標15（生態系・森林）」の目標は、特に環境との関わりが深くなっています。



図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のアイコン

SDGsの目標	
目標1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5	ジェンダー ^{※1} の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント ^{※2} を図る
目標6	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標7	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標8	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク ^{※3} を推進する
目標9	レジリエントなインフラ ^{※4} を整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション ^{※5} の拡大を図る
目標10	国内および国家間の不平等を是正する
目標11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
目標12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標15	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標16	持続可能な開発に向けて平和で包括的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包括的な制度を構築する
目標17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ ^{※6} を活性化する

出典：国際連合広報センターウェブサイト

図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

- ※1 ジェンダー : 社会的・文化的に形成された性別のこと
- ※2 エンパワーメント : 人々に夢や希望を与え、勇気付け、人が本来持っている素晴らしい、生きる力を湧き出させること
- ※3 デイセント・ワーク : 働きがいのある人間らしい仕事のこと
- ※4 レジリエントなインフラ : 強靱な社会資本（道路、港湾、空港、鉄道、電信電話等）のこと
- ※5 イノベーション : 新しいものを生産する、又は既存のものを新しい方法で生産すること
- ※6 グローバル・パートナーシップ : 世界平和、環境問題等の世界的問題の解決のため提携すること

環境像

みんなで作る豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち
袖ヶ浦

基本目標

基本施策

1 豊かな自然と共生するまち

- (1) 水とみどりの保全
- (2) 生物多様性の保全
- (3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策
- (4) 景観形成の推進

2 快適で安全に生活できるまち

- (1) 大気環境の保全
- (2) 水質・土壌・地盤環境の保全
- (3) 騒音・振動・悪臭の防止
- (4) 有害化学物質・放射性物質への対策

3 地球環境を思いやるまち

- (1) 再生可能エネルギー等の活用
- (2) 省エネルギーの推進
- (3) 温室効果ガスの削減
- (4) 気候変動による影響への適応策の推進

4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

- (1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化
- (2) 廃棄物等の適正処理の推進
- (3) 廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策
- (4) 建設発生土・再生土への対策

5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

- (1) 環境に関する情報発信
- (2) 環境学習・環境教育の推進
- (3) 協働による環境保全活動の推進
- (4) 市民等による環境保全活動への支援

環境保全のための分野横断的な施策

- (1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり
- (2) 災害時等における環境問題への対応

体 系 図

主な取組	
	①水と緑の里整備 ②公共施設における緑地の適正管理 ③農業用ため池周辺の環境整備 ④農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等 ⑤保存樹木・樹林の保全 ⑥緑地保存協定の締結 ⑦緑の基本計画の策定
	①生物多様性に関する普及啓発 ②遊休・荒廃農地の調査活用 ③希少な野生生物の調査等 ④生物多様性地域戦略の策定
	①有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発 ②鳥獣被害防止計画の推進 ③有害鳥獣・特定外来生物の防除
	①都市公園の整備・維持管理 ②景観としての農業環境の保全 ③農村公園・フラワーラインの景観維持 ④景観計画の適切な運用 ⑤景観まちづくり活動の推進 ⑥県屋外広告物条例の適用
	①大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②発生源施設への立入調査の実施 ③自家焼却・野焼きに対する指導 ④公害防止施設の設置指導 ⑤大気環境監視システム及び監視網の見直し
	①公共下水道・農業集落排水設備に係る普及率の向上 ②生活排水の負荷軽減に関する普及啓発 ③事業者への排水適正管理の指導 ④浄化槽の適正な維持管理の指導 ⑤地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進
	①道路における騒音・振動対策の推進 ②航空機騒音対策の推進 ③家畜糞尿処理対策の推進 ④工場等への監視等の継続
	①有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②農薬等の適正使用の推進 ③事業所等における有害化学物質の管理の推進 ④放射性物質に関する市民への情報提供
	①住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進 ②公共施設への再生可能エネルギーの導入 ③再生可能エネルギー等に関する普及啓発 ④事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導
	①省エネルギー設備等の導入促進 ②省エネルギーに関する情報発信等 ③環境に配慮した製品に関する普及啓発 ④公共施設のLED化の推進
	①地球温暖化対策実行計画の推進 ②地球温暖化に関する情報発信等 ③緑のカーテンづくりの促進 ④公共交通の利用促進 ⑤低燃費車の導入推進 ⑥エコドライブの推進 ⑦安全で安心して利用できる道づくりの推進
	①気候変動の影響に関する情報の収集等 ②各分野における適応策の推進 ③気候変動適応計画の策定
	①3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発 ②プラスチックごみの削減 ③食品ロスに関する普及啓発 ④バイオマスの利活用 ⑤生ごみ肥料化容器助成制度の実施
	①廃棄物等の適正処理に関する情報発信 ②農業用廃プラスチック処理対策の推進 ③廃棄物処理制度の見直しの検討 ④廃棄物処理施設の整備
	①廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進 ②市職員全員による監視の実施 ③不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施 ④空き地等の雑草対策の推進
	①土砂等対策指導員による監視等の実施 ②土地所有者等への啓発 ③建設発生土・再生土の適正管理 ④関係機関との連携
	①市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表 ②広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供 ③環境に関する補助教材の提供
	①環境学習講座等の実施 ②子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等 ③公民館、図書館、郷土博物館等の社会教育施設を通じた環境教育活動の推進 ④学校における環境教育の推進 ⑤農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施
	①ボランティアとの協働による里山の保全 ②清掃活動の実施 ③花いっぱい運動の推進 ④資源回収制度の推進
	①環境保全に係る市民活動への支援 ②公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加
	①活動したい人と活動とを結びつける情報ネットワークの活用 ②環境に関する多様な人材の把握
	①災害廃棄物処理計画の策定 ②災害廃棄物処理計画の適切な運用

第2節 各分野の施策

1 豊かな自然と共生するまち

関連する
SDGs目標



(1) 水とみどりの保全

現状と課題

本市の河川は、清澄山系に源を発し、市を東西に流れ、東京湾に注ぐ小櫃川とその支流である松川、檜水川、武田川のほか、市の中心域から東京湾に注ぐ浮戸川、蔵波川、久保田川等が流れています。また、市の北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっており、緑豊かな自然環境を有しています。

本市では、水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」等の整備や、農業用ため池周辺の環境整備を行っていますが、更に水とみどりにふれあえる環境づくりを進めています。

また、身近なみどりとして、公共施設の緑地を適正に管理し、優れた樹木や樹林を保存するための助成制度を実施しています。

今後は、農地や森林の有する自然環境の保全に係る機能を生かすため、より多くの市民に普及啓発を行う必要があります。

目指す姿

水とみどりを保全する各取組を展開することにより、市民が自然を身近に感じる環境や、自然とふれあえる場が提供されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
多面的機能支払事業活動面積	945ha 【平成30年度（2018年度）】	1,250ha 【令和13年度（2031年度）】	
地域の水がきれいだと感じる市民の割合	62.7% 【令和元年度（2019年度）】	70% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査
地域にみどりが多いと感じる市民の割合	81.8% 【令和元年度（2019年度）】	現状を維持します 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 水と緑の里整備

水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「葦波小鳥の森」の整備や維持管理を、地域住民、ボランティアと継続して実施するとともに、袖ヶ浦市椎の森自然環境保全緑地整備基本計画に基づき、新たな散策コースの整備について検討を進めます。



写真 椎の森自然環境保全緑地

② 公共施設における緑地の適正管理

緑地は、二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも有効であることから、公共施設において緑地等の管理を行います。

③ 農業用ため池周辺の環境整備

藤井堰野里堰農村公園、光福堰の草刈りや植栽管理等の施設管理を実施し、良好な水辺環境を維持します。

④ 農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等

農地農村の有する水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を維持・発揮するための取組について、普及啓発を行うとともに、水路の草刈り等を支援します。

⑤ 保存樹木・樹林の保全

市内の優れた樹木・樹林については、その所有者に対して補助金を交付することにより、豊かなみどりを保全します。



写真 保存樹木

⑥ 緑地保存協定の締結

工場地帯等における事業所敷地内においても良好な自然環境を確保するため、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例に基づき、一定規模以上の開発や事業所の建設時に緑地保存協定を締結します。



写真 緑地保存協定締結事業所
(幼保連携型認定こども園まりん)

⑦ 緑の基本計画の策定

緑地の保全や緑化の推進を図るため、袖ヶ浦市都市計画マスタープラン、袖ヶ浦市環境基本計画等の各種関連計画と連携を図った「緑の基本計画」を策定します。

(2) 生物多様性の保全

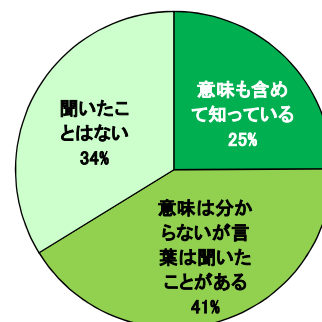
現状と課題

「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに掲載された絶滅のおそれのある野生生物の種類は増加しており、野生生物の状況は厳しいものとなっています。

県では、生物多様性ちば県戦略を策定し、生物多様性の保全・再生やその持続的利用について、総合的かつ実践的な対策を推進しています。

市では、生物多様性に関して市民の認識度を調査したところ、その意味を含めて知っているとの回答が低い割合となっています。

生物多様性の推進を図るためには、生物多様性に関する普及啓発のみならず、多様な生物が生息できる場を整備するとともに、市内各地区の生物の生息状況を把握する必要があります。



出典：市民・事業者アンケート調査

図 生物多様性の認知度

目指す姿

市民一人ひとりが生物多様性の保全の重要性を認識し、本来あるべき多様な生物が生息、生育できる環境が保全されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
生物多様性地域戦略の策定	—	計画期間中の策定を目指します	
生物多様性の意味を知っている市民の割合	25% 【平成30年度（2018年度）】	60% 【令和13年度（2031年度）】	袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査

※ 「生物多様性の意味を知っている市民の割合」の目標の値は、市民意識調査から算出します。

主な取組

① 生物多様性に関する普及啓発

市民や事業者が理解を深められるよう、生物多様性の保全の重要性等に関する情報の普及啓発を行います。

② 遊休・荒廃農地の調査活用

適切に管理された農地は多様な生物の生息地となることが期待されることから、遊休農地や荒廃農地の状況を調査し、これらの活用を検討します。



写真 遊休農地



写真 荒廃農地

③ 希少な野生生物の調査等

生物多様性の保全を図るため、袖ヶ浦市全域を対象とし、生息する動物種、植物種の確認及びその生息・生育状況の把握に努め、希少種等の保護を図ります。



写真 トウキョウサンショウウオ

④ 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法に基づき、市内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全対策を推進します。

コラム① 生物多様性

○生物多様性とは

様々な生態系が存在することと、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。様々な生態系を「生態系の多様性」、種間の違いを「種の多様性」、種内の違いを「遺伝子の多様性」と呼びます。

○生物多様性とダーウィンの進化論

チャールズ・ダーウィンは、1859年に『種の起源』を発表し、地球上の全ての生きものは、1種又は数種の生命体の子孫であると提唱しました。その理論が世に問われてから150年を経た現在、形質はどうやって次世代に受け継がれるか、そうした形質がどのように変化して進化していくのかといった重要な問題は、遺伝子やゲノム研究の著しい進歩によって解明されつつあります。

DNAの長い鎖の中に自然に生じた変化（突然変異）は、世代を越えて受け継がれ、その変異はかなり規則的に生じることが明らかになっています。新しく有用な形質は、シンプルでランダムな突然変異によって生まれるといわれます。生物の多様性を生み出しているのは、分子レベルでの偶然の変化の積み重ねということができます。

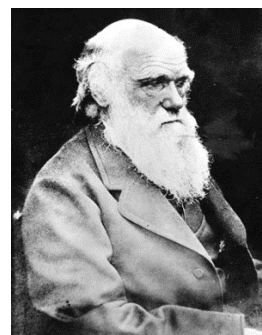


写真 チャールズ・ダーウィン

(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

現状と課題

本市の農村部においては、イノシシをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が多く発生しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。

これまでも「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」により、有害鳥獣の駆除、防護柵の設置、捕獲従事者の確保等の必要な対策を講じているものの、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、また、捕獲の担い手となる人材が高齢化により不足するため、新たな捕獲の担い手となる人材の確保・育成が必要となります。

また、農作物への被害だけでなく、人体や生態系にも深刻な影響を与える特定外来生物の進入や、生息地の拡大が問題となっており、特に、農作物や人の生活に被害を及ぼし、生態系にも影響を及ぼすアライグマについては、年々捕獲体制を強化することで、捕獲頭数が増加する成果を上げていますが、その繁殖力の強さが浮き彫りとなっています。

そのほかの特定外来生物についても、新たな侵入や、生息地の拡大が確認されており、市民一人ひとりが特定外来生物に対する知識を習得し、駆除することが必要です。

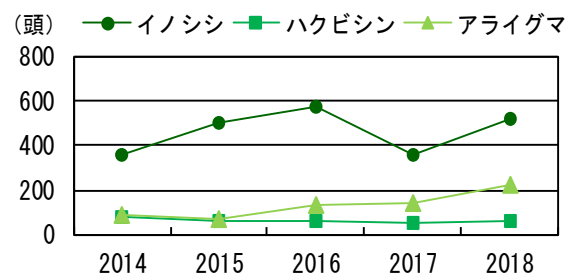


図 有害鳥獣・特定外来生物 駆除件数の推移

目指す姿

有害鳥獣については里山の適切な管理により、その個体数が管理され、特定外来生物については進入の防止や早期の駆除により、在来種の生息が脅かされることのない、人と野生生物が共存する環境がつけられています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 522頭 ハクビシン 64頭 【平成30年度（2018年度）】	被害状況を勘案しながら捕獲を進めます 【令和13年度（2031年度）】	
特定外来生物の駆除数	アライグマ 197頭 【平成30年度（2018年度）】	根絶に向けて駆除します 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発

有害鳥獣の被害情報や防除方法等の必要な情報提供を行い、特定外来生物に関して、被害の未然防止や駆除方法等の誰もが適切な行動をとることができるよう普及啓発を行います。

② 鳥獣被害防止計画の推進

鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、捕獲従事者の確保や育成に努めるとともに、補助事業を活用した防護柵や箱ワナの設置による防除を進め、効果的な捕獲を実施できる体制を整備します。また、自治会等を対象として有害鳥獣による被害防止対策について講習会を実施するなど、地域が一体となって防除を行う体制を整備します。

③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除

イノシシやアライグマなどの農作物被害を及ぼす有害鳥獣については防除対策を推進し、特定外来生物であるアライグマについては千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、県からも箱ワナの貸与を受けて捕獲を行い、適正に処分し、積極的な駆除を行います。



写真 イノシシ



写真 アライグマ (特定外来生物)



写真 カミツキガメ (特定外来生物)

コラム② 特定外来生物

特定外来生物とは、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのあるものとして指定された外来生物のことをいいます。飼育・栽培、保管、運搬、販売・譲渡、輸入、野外への放出等が禁止されており、生態系等に被害が生じている場合は、捕獲等の防除措置がとられます。平成30年（2018年）4月時点で148種の動植物が指定されています。外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。特に、外来生物法では、人の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）を中心に対応しています。

外来種と一括りに言っていますが、身近にはアメリカザリガニやシロツメクサも国外起源の生物であり、なじんでしまっているものも外来種に当たります。そのような日本の野外に生息する外国起源の生物の数は、把握されているだけでも約2,000種にもなります。その多くはペットや展示用、食用、研究用等の目的で意図的に輸入されています。その一方、荷物や乗り物に紛れ込んだり、付着して持ち込まれたりしたものもあります。

特定外来種が勢力を拡大することは、日本由来の生態系を損ねてしまい在来種を絶滅に追いやってしまう可能性がありますので、被害を予防するためにも外来種被害予防三原則を守りましょう。

- 1 入れない：悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ入れない。
- 2 捨てない：飼養・栽培している外来種を適切に管理し、捨てない。
- 3 拡げない：既に野外にいる外来種を他の地域に拡げない。

（４）景観形成の推進

現状と課題

平成16年（2004年）に景観法が制定され、良好な景観の保全、自然、歴史、文化等の地域資源や地域特性に応じた景観の形成、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。本市には、市内を連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸と富士山を望む広大な眺望等の水と緑豊かな美しい景観があり、これらは地域の貴重な景観資源となっています。平成25年（2013年）には、袖ヶ浦市景観条例の制定や袖ヶ浦市景観計画を策定し、景観行政を推進しています。

こうした本市の特徴のある景観は、里山の減少、耕作放棄地の増加等により徐々に失われつつあり、今後も継続的な景観づくりの推進が必要となっています。

また、都市の景観については、市民や来訪者にまちのイメージを与える重要な要素となるため、市民の憩いの場となる公園やまちの玄関口である鉄道駅周辺や幹線道路沿いの秩序や賑わいのあるまち並みを形成するため、積極的な景観づくりを進めることが求められています。

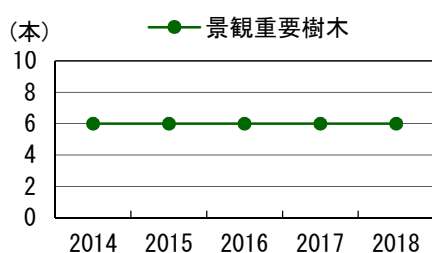


図 景観重要樹木本数の推移

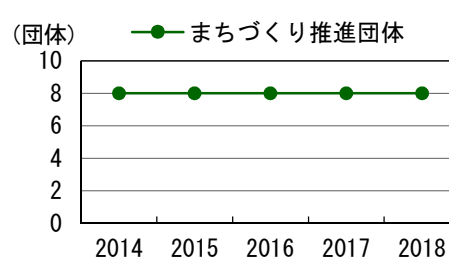


図 まちづくり推進団体数の推移

目指す姿

袖ヶ浦市景観計画に基づく良好な景観の形成に必要な対策を講ずることにより、魅力あふれる袖ヶ浦の景観が引き継がれています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
景観重要樹木等の指定	6本 【平成30年度（2018年度）】	10本 【令和13年度（2031年度）】	
景観まちづくり推進団体数	8団体 【平成30年度（2018年度）】	10団体 【令和13年度（2031年度）】	
市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.9% 【令和元年度（2019年度）】	70% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査
市内の良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	54.8% 【令和元年度（2019年度）】	65% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 都市公園の整備・維持管理

公園に植栽され、大きく成長した樹木については、間引き等による管理が必要であることから、袖ヶ浦駅前の近隣公園の整備や、指定管理者制度を活用した効果的かつ効率的な維持管理を実施します。



写真 都市公園（袖ヶ浦駅前）

② 景観としての農業環境の保全

農地農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽等により、景観の形成を図り、地域資源の適切な保全管理を推進します。

③ 農村公園・フラワーラインの景観維持

ひらおかの里農村公園は、委託による施設管理を行い、良好な維持管理を図ります。また、フラワーラインについては、地元区により沿線の草刈りや花の植栽を行うことにより、地域の環境美化と景観の向上を図ります。



写真 花の植栽（フラワーライン）

④ 景観計画の適切な運用

地域の環境づくりにおいて、周辺の景観との調和や地域特性を生かした良好な景観形成に資するよう、景観条例に基づく届出制度等を通じて誘導します。また、樹木等の地域のシンボルを維持、保全及び継承していきます。

⑤ 景観まちづくり活動の推進

景観まちづくり推進団体の認定を行い、推進団体の活動を周知することにより、市民の景観まちづくりに対する意識向上を図ります。また、地域の景観形成に貢献している市民、NPO、事業者等の取り組みや、景観に寄与した建築物等を募集し、模範とすべき取組等を表彰します。



写真 景観まちづくり賞
(平成30年度最優秀賞)

⑥ 県屋外広告物条例の適用

千葉県屋外広告物条例を適切に運用することで、良好な景観を形成し、美観風致を維持していきます。また、違法広告物の除去を行うボランティアを「違反広告物除却活動推進団体」として認定し、協働でまちの美観と安全を保ちます。

2 快適で安全に生活できるまち

関連する
SDGs目標



(1) 大気環境の保全

現状と課題

本市の臨海部は、重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部であり、大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設が多数設置されています。また、自動車交通においては、臨海部に沿った国道16号をはじめ、東京湾アクアラインや館山自動車道、圏央道が整備され、首都圏と千葉県を結ぶ交通の要となっています。

本市の大気環境は、全国で公害が問題化した昭和40年代に比べると、その後の公害対策により、現在では大気汚染物質の排出が大幅に改善していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントについては環境基準を達成しておらず、PM2.5などの比較的新しい環境基準項目とともに、監視や指導を行う必要があります。

また、大気環境の常時監視を維持するため、大気監視システムの更新や適正な測定局の配置を検討し、大気環境監視網を見直すほか、家庭生活等における、自家焼却等の野焼き行為についても大気汚染物質の発生原因となることから、監視パトロールや指導の強化を図ることが必要です。

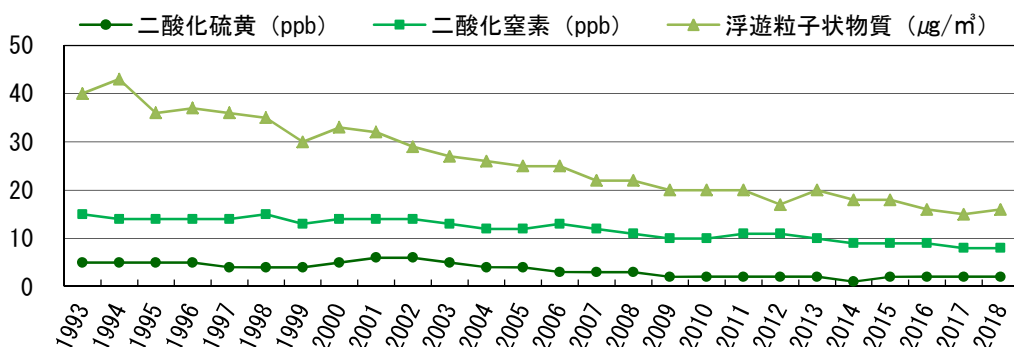


図 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年度別推移

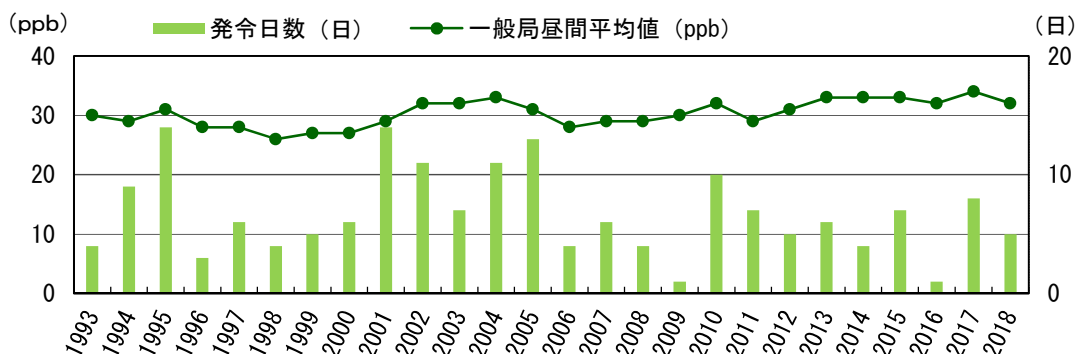


図 光化学スモッグ注意報等発令日数及び光化学オキシダント年平均値の年度別推移

目指す姿

良好な大気環境を保全するため、環境を汚染する物質の監視を行い、排出者に対する指導や排出量を削減するための取組により、きれいな空気の中、健康で快適な生活が営まれています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	5日 【平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの平均日数】	注意報発令日数の半減 （計画期間の平均日数）	
市内における大気汚染物質の環境基準達成率	87.5% 【平成30年度（2018年度）】	達成率を向上させます 【令和13年度（2031年度）】	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
地域の空気がきれいだと感じる市民の割合	62.7% 【令和元年度（2019年度）】	70% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供

市内の大気環境を正確に把握するため、大気環境常時監視測定局における常時監視を実施し、光化学スモッグ注意報の発令等により市民への情報提供を行います。



写真 大気環境常時監視測定局

② 発生源施設への立入調査の実施

汚染物質の発生源の監視を行い、排出基準の遵守状況を確認するため、環境の保全に関する協定に基づく発生源施設に対する立入調査等を実施します。

③ 自家焼却・野焼きに対する指導

良好な大気環境を維持するため、自家焼却や野焼きの禁止について指導を徹底するとともに、監視パトロール体制を強化します。



写真 野焼き

④ 公害防止施設の設置指導

環境の保全に必要な対策を講じるため、袖ヶ浦市環境条例及び環境の保全に関する協定に基づく事前協議により、環境への排出がより少ない施設の設置について指導します。

⑤ 大気環境監視システム及び監視網の見直し

大気環境の常時監視を継続するため、大気環境監視システムの更新を検討します。また、適正な測定局の配置を検討し、一部の測定局や測定機器の廃止等により大気環境監視網の見直しを行います。



写真 大気環境監視システム

（２）水質・土壌・地盤環境の保全

現状と課題

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の11の河川が流れ、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好なものになっていますが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の供用による水洗化に取り組むとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っており、市民に対して生活排水の負荷軽減に関する周知について引き続き実施する必要があります。

また、汚水処理施設が老朽化しており、今後の生活排水の安定した処理を継続するため、維持管理をする必要があります。

さらに、発生源対策としては、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施し、監視することが必要です。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を引き続き実施する必要があります。

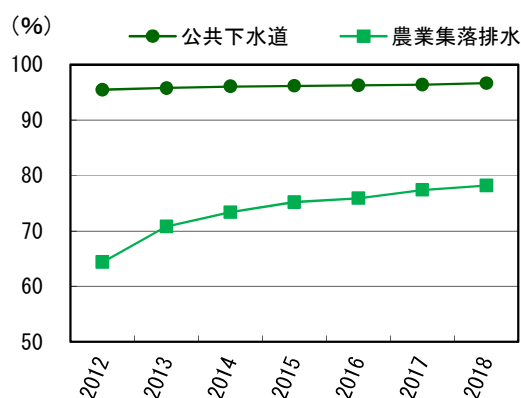


図 水洗化率（公共下水道・農業集落排水）の推移

目指す姿

水質環境の改善に向けて、東京湾沿岸自治体との協力による広域的な浄化対策が図られ、県との協力により土壌・地盤環境が保全され、市民が安心して利用でき、多様な水生生物が生息できる水環境が確保されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
水洗化率（公共下水道）	96.8% 【平成30年度（2018年度）】	98% 【令和13年度（2031年度）】	
水洗化率（農業集落排水）	79.2% 【平成30年度（2018年度）】	90% 【令和13年度（2031年度）】	
小櫃川における水質の環境基準達成率	80% 【平成30年度（2018年度）】	達成率を向上させます 【令和13年度（2031年度）】	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	76.9% 【令和元年度（2019年度）】	80% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査
河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	62.2% 【令和元年度（2019年度）】	70% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 公共下水道・農業集落排水設備に係る普及率の向上

市内全域の汚水処理を推進するため、老朽化した汚水処理施設については、交付金を活用し、計画的な長寿命化対策工事を実施し、安定した汚水処理を図ります。また、未接続者に対しては、訪問等による水洗化のPR等に取り組みます。

② 生活排水の負荷軽減に関する普及啓発

市民生活によって生じる環境への負荷を軽減するため、廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用による影響等について普及啓発を行います。

③ 事業者への排水適正管理の指導

環境負荷の大きい排水の流入による公共用水域の汚染防止のため、袖ヶ浦市環境条例、環境の保全に関する協定に基づく事前協議等において指導や立入調査を実施します。

④ 浄化槽の適正な維持管理の指導

浄化槽の設置者一人ひとりが適正に維持管理するよう、合併処理浄化槽設置時における指導及び広報紙による周知や普及啓発を行います。また、単独処理浄化槽や汲み取り式から合併処理浄化槽への転換を促進します。

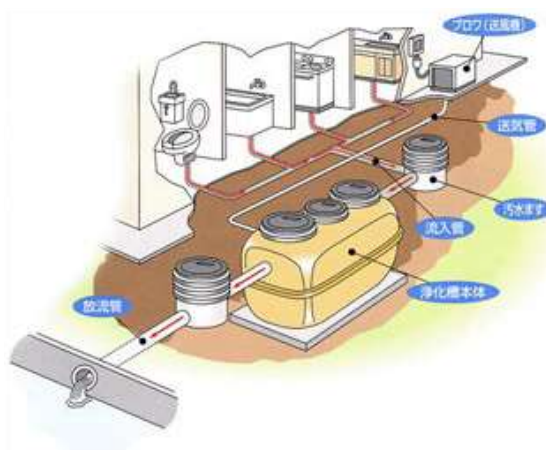


イラスト 合併処理浄化槽

⑤ 地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進

地質環境を保全するため、県との協力により、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を推進します。

（３）騒音・振動・悪臭の防止

現状と課題

騒音、振動、悪臭は、最も身近な公害で、日常生活に深い関係があり、人間の感覚を刺激し生活環境を損なうものであることから「感覚公害」とも呼ばれており、規模の大小にかかわらず、苦情の発生要因となります。

本市では、主に道路における騒音や振動、航空機騒音、畜産系の悪臭、工場からの悪臭が苦情の発生要因となっています。

自動車は、産業活動や日常生活において広く使用され、住宅地付近での走行による道路交通騒音・振動が問題となっており、市では道路交通騒音について定期的に測定を実施しています。

本市は、羽田空港に近接しており、近年では航空機が本市上空や上空付近を通過することにより騒音が発生し、苦情に至っています。

また、本市内陸部では、畜産が盛んであり、家畜糞尿による悪臭が原因となる苦情も発生しています。

さらに、本市臨海部は工場が建ち並び、それぞれの工場から特有の臭気が発生し、北風の吹く冬季を中心に風下の住宅地において悪臭の苦情が発生しており、対応が求められます。

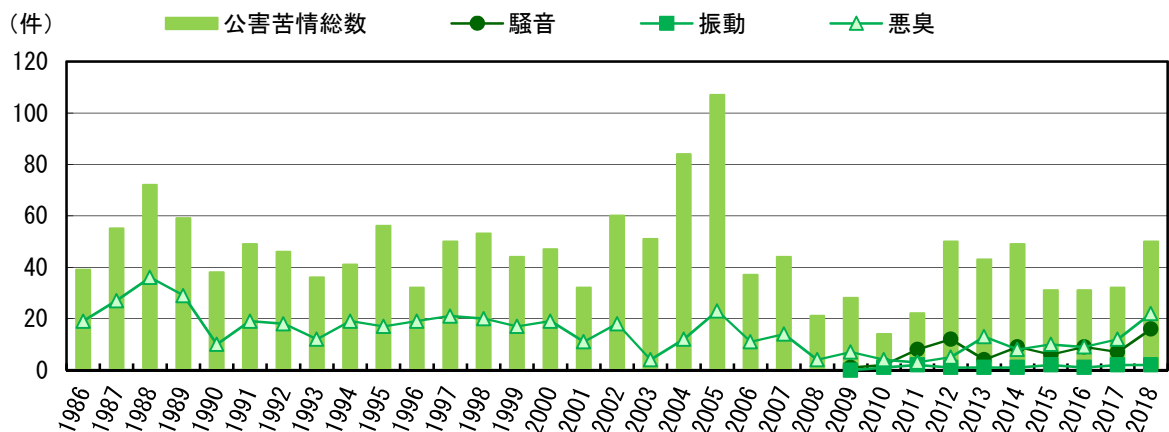


図 騒音・振動・悪臭の苦情件数

目指す姿

騒音、振動、悪臭が低減され、市民が快適に暮らせる生活環境が保全されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
自動車騒音の環境基準達成率	87.5% 【平成30年度（2018年度）】	達成率を向上させます 【令和13年度（2031年度）】	
騒音・振動・悪臭の苦情件数	40件 【平成30年度（2018年度）】	苦情件数を減少させます 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 道路における騒音・振動対策の推進

自動車による騒音や振動を防止するため、定期的な市内の幹線道路沿道における調査、苦情発生のある区間等の調査等を実施し、要請限度を超過する場合は、関係機関に対策を講じるよう要請します。



写真 道路における騒音・振動調査

② 航空機騒音対策の推進

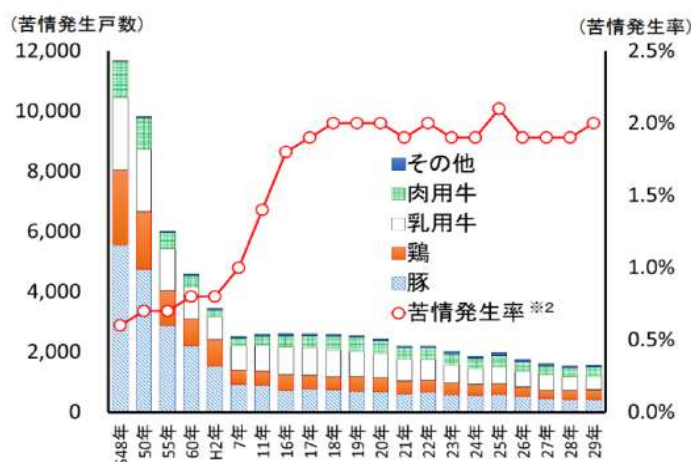
本市では、羽田空港からの離陸に起因する航空機騒音が発生していることから、羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会において、航空機騒音の低減について要望します。

③ 家畜糞尿処理対策の推進

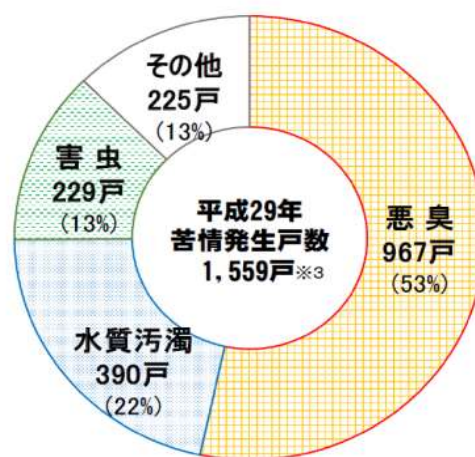
畜産業に由来する悪臭を低減するため、家畜糞尿処理施設の導入等について支援します。

- ・ 畜産経営由来の苦情発生件数は減少傾向だが、畜産農家戸数当たりの発生戸数(苦情発生率)は横ばいで推移。
- ・ 悪臭関連の苦情が過半を占めている。

○ 苦情発生戸数・苦情発生率の推移※1



○ 苦情内容の内訳



- ※1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。
- ※2 苦情発生率は、農家戸数が不明である「その他」(馬及びその他の家畜)を除いて算出している。
- ※3 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典:農林水産省畜産部調べ、農林水産省「畜産統計」

図 畜産経営由来の苦情発生状況

④ 工場等への監視等の継続

工場等からの過剰な騒音、振動、悪臭の発生を防止するため、袖ヶ浦市環境条例や環境の保全に関する協定に基づき、工場等から発生する騒音等について、適正に指導します。また、市内で騒音等に係る苦情が発生した場合は、発生源の特定に努め、必要な指導を行います。

（４）有害化学物質・放射性物質への対策

現状と課題

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらは全て様々な化学物質により成り立っています。

今日では、かつて見られたような高濃度の汚染事例は少なくなりましたが、低濃度であっても、人や生態系が極めて多くの化学物質に長期間さらされていることから、化学物質による長期的な影響に対する懸念が高まっています。また、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要すること、影響の科学的解明が十分ではないことなどが問題となっています。

このように、今日の化学物質問題は、化学物質が膨大な数に及ぶことや、有害な影響の有無やその発生の仕組みの科学的な解明が十分でないことなどから、対策を行うに当たっては、従来型の個別化学物質に対する規制的手法を適切に運用することに加え、市民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による環境リスクを低減していくことが必要です。

目指す姿

市民一人ひとりが化学物質を適正に使用することで、化学物質等による環境リスクが低減され、安全と安心が確保されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
ダイオキシン類の環境基準達成率	ダイオキシン類 100% 【平成30年度（2018年度）】	100% （毎年度）	

主な取組

① 有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供

一般大気環境中の有害化学物質の濃度を把握し、市民が安心して生活できるよう、有害大気汚染物質のモニタリング調査として、ダイオキシン類やベンゼンの調査を定期的を実施するとともに、その結果を公表し、市民への情報提供を行います。また、ダイオキシン類、ベンゼン等に関する情報の普及啓発を行います。

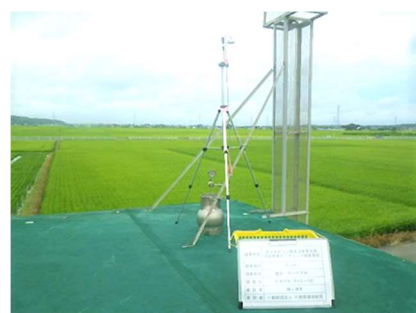


写真 有害化学物質のモニタリング調査

② 農薬等の適正使用の推進

良好な生活環境を守り、安全な農作物を消費者に提供するため、農薬、殺虫剤、除草剤等の適正使用を促進し、農薬の空中散布を実施する際は、事前に広く市民へ周知します。また、市民や事業者への周知・啓発により、家庭や住宅地等で用いられる殺虫剤や除草剤等の適正な使用を推進します。



出典：農林水産省

イラスト 農薬の適正使用に関するパンフレット

③ 事業所等における有害化学物質の管理の推進

有害化学物質の自主的な管理を促進するため、環境の保全に関する協定を締結した事業所から年間計画書等の提出を求め、化学物質の使用、排出について把握します。

④ 放射性物質に関する市民への情報提供

市民の放射性物質による不安を軽減するため、大気中放射線量や地下水等の放射線量の測定を行い、市ホームページなどによる情報提供を推進します。



写真 大気中放射線量の測定（公園）

3 地球環境を思いやるまち

関連する
SDGs目標



(1) 再生可能エネルギー等の活用

現状と課題

我が国は、電気、ガス、水道等のインフラを維持するためのエネルギーのほとんどを輸入による化石燃料に依存しています。平成23年(2011年)の東日本大震災以降、それまでエネルギー自給率を上げていた原子力発電によるエネルギー計画が崩壊し、安全かつ持続的に自給できる再生可能エネルギーが注目されるようになりました。

市では、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー等に関する普及啓発を行い、住宅、事業所等への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市自らが公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討しています。

また、事業用太陽光発電設備の導入における近隣トラブルなどのリスクが懸念されるため、適正な設置や管理が求められています。

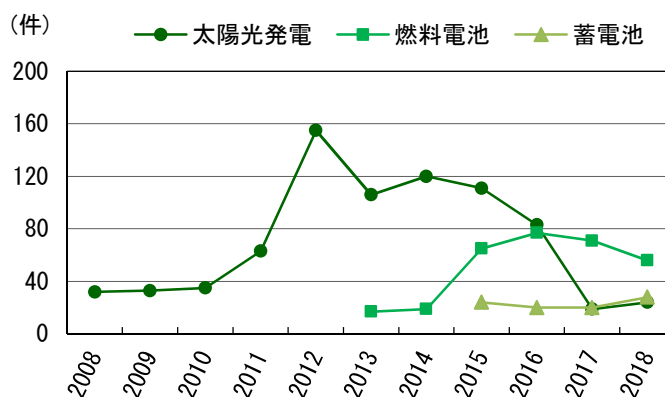


図 再生可能エネルギー設備等の補助件数の推移

目指す姿

市内の家庭や事業所において、再生可能エネルギー設備の導入が進み、再生可能エネルギーが継続的に活用されています。

目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
再生可能エネルギー設備等の補助件数 (累計)	1, 178件 【平成30年度(2018年度)】	2, 350件 【令和13年度(2031年度)】	太陽光発電システム、 家庭用燃料電池システム、 定置用リチウムイオン蓄電システム

主な取組

① 住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進

住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の設備の導入促進を図ります。また、住宅については、県の補助事業を活用して、補助金を交付します。



写真 太陽光発電システム

② 公共施設への再生可能エネルギーの導入

公共施設に再生可能エネルギーを導入することで、市民や事業者に対する普及啓発を行うことができるため、防災拠点となる施設等について、導入を検討します。

③ 再生可能エネルギー等に関する普及啓発

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できる国産エネルギー源であるため、最新の技術動向等の情報を収集し、市民や事業者に普及啓発を行います。

④ 事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導

太陽光発電設備の設置による近隣トラブルなどを未然に防止するため、平成31年(2019年)4月に施行した袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、事業者に対して太陽光発電設備等の適切な設置と管理方法について指導します。



写真 事業用太陽光発電設備

コラム③ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

住宅の外側に当たる窓や壁等の断熱性能等を大幅に向上させ、高い効率の設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを導入することにより、一年を通じての一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいいます。簡単に言うと、「使うエネルギー」と「創るエネルギー」では、「創るエネルギー」の方が多い家のことをいいます。

政府が普及を進めている住宅システムであることから補助金を受け取ることができますが、条件が決まっていますので、新築住宅を建てる際に確認してください。

ZEHとは、「快適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅

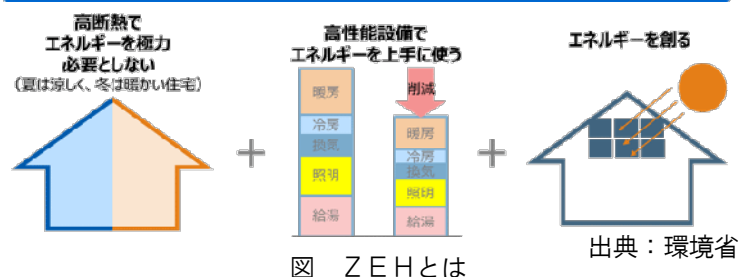


図 ZEHとは

（２）省エネルギーの推進

現状と課題

省エネルギー対策は、持続可能な発展を構成する「持続可能なエネルギー」システムにおいて必須な事項となっています。あらゆる分野で単なる節約ではなく、エネルギー利用機器の効率を飛躍的に高め、社会全体のエネルギー総需要を削減していくことが必要です。

そのため、省エネルギー対策に関する情報を発信し、意識啓発を行うとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等によりエネルギーの消費効率を向上させること、環境家計簿をつけること、環境に配慮した製品に関する情報提供等を実践することなどにより、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。また、市自らが率先して省エネルギー設備を導入し、推進する姿勢が求められます。

目指す姿

省エネルギー対策の必要性と具体策に関する情報発信と啓発活動を推進することにより、市民一人ひとりが積極的に省エネルギーに取り組んでいます。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
日頃から省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	79.6% 【令和元年度（2019年度）】	90% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 省エネルギー設備等の導入促進

家庭用燃料電池をはじめ、エネルギーの使用状況を表示して、空調、照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（家庭のエネルギー管理システム）などの省エネルギー設備の導入を促進します。



イラスト HEMS

② 省エネルギーに関する情報発信等

市民一人ひとりが省エネルギーを意識し、自ら積極的に行動できるよう、省エネルギーに関する情報発信や意識啓発を行います。

③ 環境に配慮した製品に関する普及啓発

省エネルギーを意識した行動のきっかけとなるよう、省エネルギー設備や省エネルギー製品に関する普及啓発を行います。

④ 公共施設のLED化の推進

電力消費量が小さく長寿命で、環境負荷が少ないLED照明を公共施設に導入することにより、市自らが省エネルギー対策を推進します。



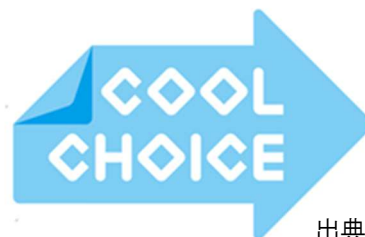
写真 LED設備（防犯灯）

コラム③ COOL CHOICE

令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ、低炭素型の製品、サービス、行動等、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことをいいます。

推進キャンペーンとして、1つ目は、「統一省エネルギーラベルの星の数の多い家電への買換え」や「LED照明への買換え」を呼びかける活動として、「5つ星家電買替えキャンペーン」、2つ目は、宅配便の再配達によるCO2排出を抑制する活動として、「できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」、3つ目は、住宅の省エネを推進するため、高断熱・省エネ住宅への買替えや省エネリフォームを呼びかける活動として「エコ住キャンペーン」、4つ目は、優遇制度の活用により「買っておトク!!」、エコカーは燃費が良いので「乗っておトク!!」、電気自動車や燃料電池自動車は「使って「地球」にやさしい!!」とエコカーの選択を呼びかける活動として「チョイス！エコカーキャンペーン」が実施されています。

「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」等、私たちにできるところから進めていくことで、温暖化対策に貢献していきましょう。



出典：環境省

イラスト ロゴマーク

（３）温室効果ガスの削減

現状と課題

国は、平成28年（2016年）5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国内の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減することを決定し、千葉県では、平成28年（2016年）9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県全体の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進しています。

「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」の第三次計画は、基準年度を平成22年度（2010年度）、計画対象期間を平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までとして実施しており、温室効果ガスの総排出量は、基準年度比7.4%から11.5%の削減を達成しており、目標を超える結果が得られています。

また、第四次計画においては、基準年度を平成27年度（2015年度）、計画の対象期間を平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までとしています。平成30年度（2018年度）は、基準年度比3.45%の増加となっており、目標である6%の削減は未達成となっています。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進（公共交通の利用促進、市内の地球温暖化対策実行計画の推進、低燃費車の導入推進）を更に進めるとともに、市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら行動していく必要があります。

目指す姿

温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進が図られています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
公共施設の二酸化炭素排出量	10,494 t 【平成30年度（2018年度）】	計画の達成を目指します	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画
緑のカーテンコンテスト応募者数	19件 【令和元年度（2019年度）】	30件 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 地球温暖化対策実行計画の推進

袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガスの排出量の低減に取り組み、その結果を広く公表することにより、地球温暖化対策を推進します。

② 地球温暖化に関する情報発信等

市民一人ひとりが地球温暖化対策を意識した行動がとれるよう、地球温暖化に関する情報を発信するとともに、市自らの取組結果を公表し、意識啓発を行います。

③ 緑のカーテンづくりの促進

緑のカーテンは、建物への日ざしを遮り、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込み、冷房使用の抑制につながり、ヒートアイランド対策等に有効です。そのため、緑のカーテンづくり講習会、ゴーヤなどの苗の無料配布、緑のカーテンコンテストなどを行います。



写真 緑のカーテン
(令和元年度最優秀賞)

④ 公共交通の利用促進

環境負荷の少ない公共交通の利用促進を図るため、鉄道やバスなどの公共交通の利便性確保に向けた要望や必要な支援をします。

⑤ 低燃費車の導入推進

環境に配慮した自動車の導入を推進するため、公用車の購入又は更新に際し、低燃費車の導入を進めます。

⑥ エコドライブの推進

温室効果ガスの削減やガソリンなどの燃料消費の削減、安全運転にもつながる「エコドライブ10」を推進します。

⑦ 安全で安心して利用できる道づくりの推進

「袖ヶ浦市道路網整備計画2020」に基づき、全ての利用者が安全で安心して快適に利用できる道路整備を計画的に進めます。

コラム⑤ エコドライブ10

平成24年(2012年)10月、エコドライブ普及連絡会による自動車の運転操作の工夫や注意により、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転を行う取り組みのことです。運転操作以外にも燃費の良い車を使用することや付帯されている燃費向上のための機能を利用することもエコドライブの取り組みに含まれます。

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう

（４）気候変動による影響への適応策の推進

現状と課題

今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

本市においては、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日に、市民に対し注意喚起のメールを配信する取り組みや、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、市内においてもクールビズを実践しています。

また、千葉県においては気候変動適応法の施行に先行して「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しており、適応策の一つとして、公共施設を利用して涼しさを共有するクールシェアの実践等が挙げられていますが、公共施設をクールシェアの場とすることにより、公共施設単位での温室効果ガス排出の削減が困難となるといった課題も新たに発生しています。

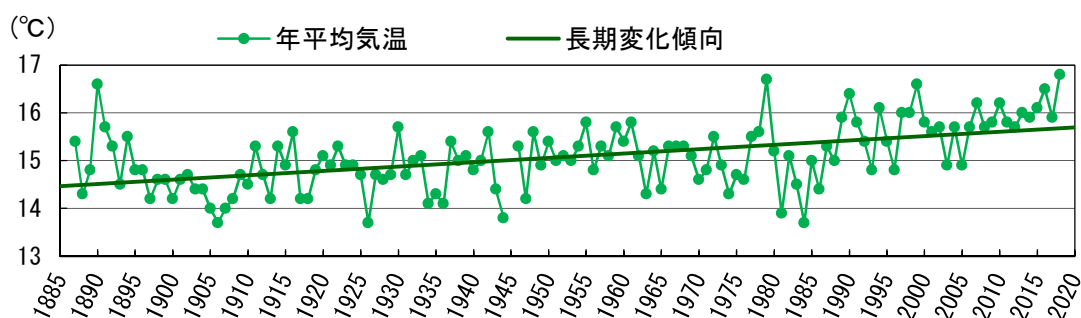


図 年平均気温の推移 (銚子地方気象台)

出典：気象庁

目指す姿

気候変動による影響への適応策として、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日における市民に対する注意喚起のメール配信や、クールビズの周知・実践が推進されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
気候変動適応計画の策定	—	計画期間中の策定を目指します	
気候変動による影響への適応について知っている市民の割合	42% 【平成30年度（2018年度）】	80% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

※ 「気候変動による影響への適応について知っている市民の割合」の現状の値は、千葉県が実施した第57回県政に関する世論調査によるものです。

主な取組

① 気候変動の影響に関する情報の収集等

気候変動予測の不確実性や気候変動の影響に関する地域の情報が不足していることを踏まえ、これらの情報を収集して把握するとともに、庁内での情報共有を図ります。

② 各分野における適応策の推進

市民や事業者がそれぞれ適応を進めることができるよう、気候変動に関する各分野における適応策（クールシェア、熱中症情報、クールビズなど）を推進します。

③ 気候変動適応計画の策定

「気候変動適応計画」や「千葉県気候変動影響と適応の取組方針」等を参考に、気候変動適応計画を策定します。

コラム⑥ 気候変動

気候変動とは、長い時間で見た気温、降水量等の気候の変動や変化のことをいいます。大気の平均状態である気候の変動や変化の要因は、外部から強制的に加わる要因と内部的な要因の二つに分けられます。特に外部からの強制力については自然的要因と人為的要因があります。例えば、自然的要因は、太陽活動の変動や火山の噴火による特定の微粒子の増加等、人為的要因は人間の活動に伴う化石燃料の燃焼や土地利用の変化による温室効果ガスの増加等が挙げられます。

近年では、化石燃料の大量消費による大気中のCO₂濃度の増加に起因すると言われている地球温暖化への懸念から、人為的要因による気候変動への関心が高まっています。私たちの生活や経済活動は、人為的要因にほかなりません。変動による変化を抑えるためにも私たちにできる温暖化対策を実施していかなければなりません。

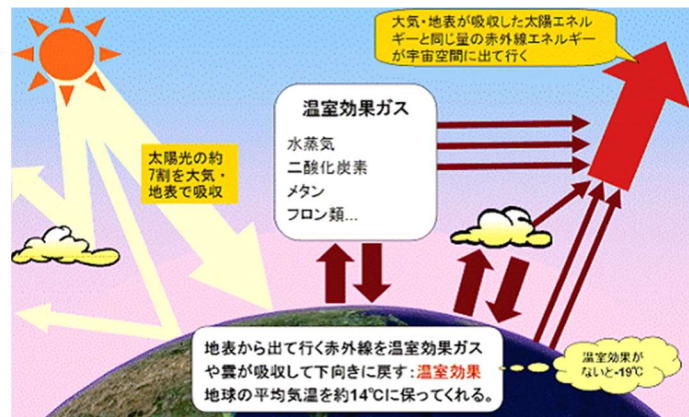


イラスト 温室効果の模式図 出典：気象庁

○気候変動の影響

気候変動の影響は、今すぐに現れるものではありません。様々な要因の蓄積により、気温の上昇に応じて影響が大きくなるものと、ある閾値を超えると急変してしまうものがあります。例えば、北極海海域や南極の氷床が溶けてしまうことによる海面上昇等の可能性が挙げられます。この気候変動の影響は、降水量減少等による水資源賦存（ふそん）量の減少、水力発電の機能低下、気温上昇による作物生産の減少、感染症の範囲拡大、健康への悪影響等、水環境や生態系、食料、国民の生活や都市生活等の幅広い分野で世界の至る所で現れると予測されています。

影響そのものを私たちの手で食い止めることは現実的に困難ですので、影響を把握した上で気候変動そのものを抑制する行動をとっていき、小さな行動であってもできることからコツコツと取り組んでいく必要があります。

4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

関連する
SDGs目標



(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化

現状と課題

環境への負荷を低減するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを進め、限りある資源を循環する循環型社会を形成していくことが重要です。

市では、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進しています。

本市における廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の総排出量については減少傾向にあるものの、家庭系廃棄物と事業系廃棄物の排出量は、横ばい傾向となっています。

更なる循環型社会を実現するため、今後も3R活動を推進するとともに、レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみの削減、食品ロスの削減を推進し、生ごみの堆肥化等によるバイオマスの利活用、廃棄物の処分量の削減、生ごみ肥料化容器助成制度の実施を行っていく必要があります。

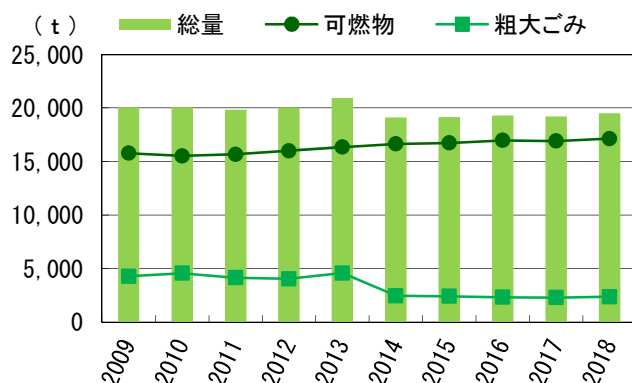


図 廃棄物の排出量

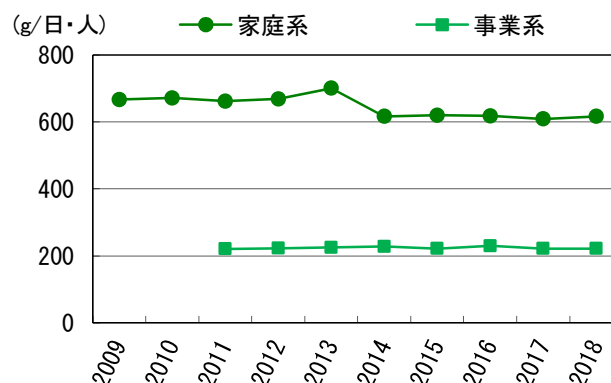


図 1人1日当たりの廃棄物の排出量

目指す姿

全ての市民、事業者及び市が、環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会を実現するため、3R活動の推進等に取り組んでいます。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
1人1日当たりのごみ総排出量	930g 【平成30年度（2018年度）】	830g 【令和13年度（2031年度）】	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画

リサイクル率	25.6% 【平成30年度(2018年度)】	30% 【令和13年度(2031年度)】	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画
リサイクルを実践している市民の割合	83.5% 【令和元年度(2019年度)】	93% 【令和13年度(2031年度)】	市民意識調査

主な取組

① 3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発

リサイクルへの意識を生活習慣として定着するため、3Rや各種リサイクル法等に関する普及啓発を行います。

② プラスチックごみの削減

プラスチックごみの減量化を図るため、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器の使用削減のほか、海洋マイクロプラスチックなどの最新の環境問題についても広報紙等により普及啓発を行います。



イラスト プラスチックごみ

③ 食品ロスに関する普及啓発

令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロスの関心が高まっていることから、市民、事業者に対し、食品ロス削減方法の取り組みや「3010運動」の啓発等を実施し、食品ロス削減を推進します。



イラスト 食品廃棄物

④ バイオマスの利活用

市内の家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の種々のバイオマスは、カーボンニュートラルという性質を有しており、燃焼させても長期的に見れば、大気中の二酸化炭素を増加させないため、バイオマスの利活用を推進することは、地球温暖化対策として有効な取組です。本市では、学校給食の調理時に発生する野菜くずや給食の食べ残しを堆肥化するなどの取組を推進します。

⑤ 生ごみ肥料化容器助成制度の実施

市内の廃棄物の総排出量に占めるリサイクル率を向上させるため、生ごみ肥料化容器助成制度を継続して行います。

（２）廃棄物等の適正処理の推進

現状と課題

循環型社会を実現するためには、3Rの推進等が重要であり、廃棄物の発生抑制等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理を行う必要があります。

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物については市が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります、そのための情報発信や必要な対策を行うほか、老朽化している廃棄物処理施設の適切な更新や広域処理体制の構築に向けた検討を行う必要があります。

目指す姿

廃棄物等が適正に処理され、循環型社会が形成されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
農業用廃プラスチックの回収量	34.2 t 【平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの平均値】	31.6 t 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 廃棄物等の適正処理に関する情報発信

廃棄物等の適正処理を推進するため、市の取組や法改正等の周知、国や県からの配布物についての周知を行うなど、適正処理に係る情報発信を行います。

② 農業用廃プラスチック処理対策の推進

施設園芸農家等から排出される農業用ビニールなどの回収処理費用の一部を助成することで、農業用廃プラスチック対策を推進します。



写真 農業用廃プラスチック

③ 廃棄物処理制度の見直しの検討

平成13年（2001年）から開始したごみ指定袋制度におけるごみ処理手数料やごみ収集日の見直しの必要性について検討を進めていきます。

④ 廃棄物処理施設の整備

君津地域広域廃棄物処理事業において、廃棄物処理施設の整備に向けて、関係市町との協議等を行います。



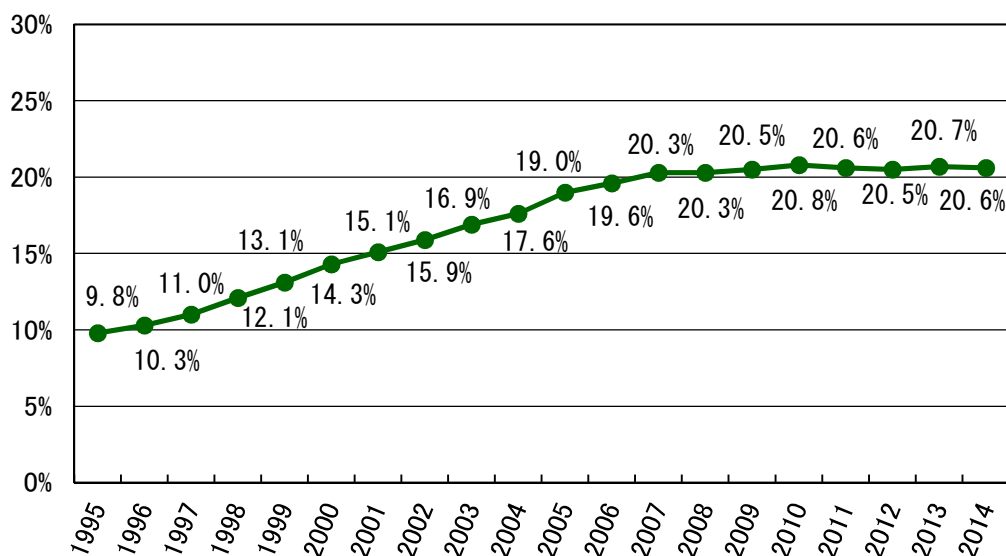
写真 かずさクリーンシステム

コラム⑦ 廃棄物等の適正処理

廃棄物を一言でいうと、「不要なもの」といっても過言ではないかもしれませんが、日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第2条により定義されています。私たちが生活する上で家庭から出るごみは、一般廃棄物に分類されます。

廃棄物は、自治体や広域組合等により処理しやすいように分類され、それぞれに合った方法で処理されます。処理の多くは再資源として有効にリサイクルされ、どうしても再資源化できない焼却灰等は最終処分場で埋立処理されます。

私たちにできることは、出来るだけゴミを出さないことが理想です。ですが、出てしまうものはどうしようもありません。リサイクルしやすいように、その自治体の分別ルールをしっかり守ってゴミ捨てを行いましょう。



出典：環境省

図 一般廃棄物の再生利用率

（3）廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策

現状と課題

廃棄物等の適正処理を推進する上で、特に、廃棄物等の不法投棄やポイ捨てへの対策が必要です。

廃棄物等の不法投棄は、水質や土壌の汚染等を引き起こすだけでなく、人や動植物に深刻な影響を与えることがあります。また、廃棄物等のポイ捨ては、自然界に蓄積し、マイクロプラスチックとなり、海洋汚染の大きな要因となっています。

本市では、市民、事業者、他の自治体と連携して、廃棄物の不法投棄の監視や指導、地域での環境美化活動、ポイ捨て防止活動や空き地等の雑草対策等を進めていますが、依然として小規模な不法投棄やポイ捨てが発生しており、その対策が求められます。

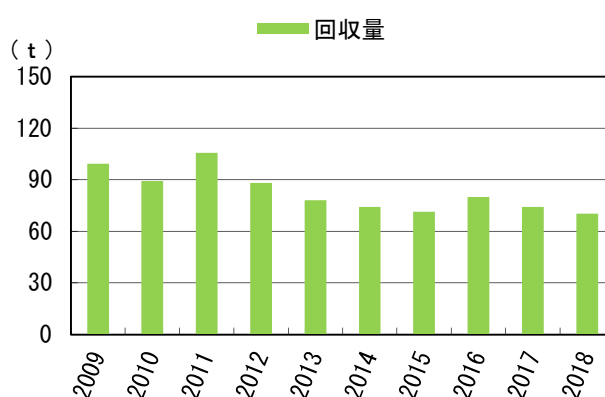


図 ポイ捨てごみの回収量

目指す姿

廃棄物等の適正処理が推進され、不法投棄やポイ捨ての不適正処理の未然防止が図られています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
不法投棄監視員によるパトロール巡回日数	264日 【平成30年度（2018年度）】	パトロール巡回日数の現状を維持します 【令和13年度（2031年度）】	
ポイ捨てごみの回収量	70.4 t 【平成30年度（2018年度）】	65 t 【令和13年度（2031年度）】	
まちがきれいだと感じる市民の割合	58.4% 【令和元年度（2019年度）】	60% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての防止を図るため、不法投棄監視カメラや不法投棄禁止看板の設置、ポイ捨て禁止啓発活動、啓発看板の設置や配布を行います。



写真 不法投棄禁止看板



写真 ポイ捨て禁止路面標示



イラスト ポイ捨て禁止看板

② 市職員全員による監視の実施

廃棄物等の不法投棄やポイ捨てを把握するため、通勤時等において、市職員全員による監視を行います。

③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての防止を図るため、不法投棄監視員、土砂等対策指導員、環境美化推進員によるパトロールを行います。

④ 空き地等の雑草対策の推進

「袖ヶ浦市まちをきれいにする条例」に基づき、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図るため、雑草の繁茂する空き地等の土地所有者等に対し、適正管理を指導するとともに、草刈り機の貸出しを行います。

（４）建設発生土・再生土への対策

現状と課題

首都圏では、都市化の進行や再開発に伴い各種の公共事業や民間工事が展開され、多くの建設残土が発生しています。

本市は、東京湾に面するという地理的特性を有しているため、都心部の建設発生土が土砂運搬船により、東京都や神奈川県から本市の臨海部に運ばれてきます。

また、東京湾アクアラインや館山自動車道等を利用すると、都心から1時間程度で行くことができるアクセスの良さから、市内の半分以上を占める台地・丘陵地帯の山林や谷地形の遊休地等に大量の建設発生土が埋め立てられています。

本市では、平成10年（1998年）に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、土砂等対策指導員等によるパトロールや、同条例に基づく適切な指導を行い、土砂等による土壌汚染や災害の発生の防止に努めるとともに、廃棄物や土砂等の適正処理について啓発しています。

こうした取組により、建設発生土の無許可埋立ては減少傾向にあるものの、根絶には至っていません。

このことから、建設発生土については、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止するため、土地所有者等への啓発や、県等の関係機関との連携、更なる監視や事業者への厳格な指導等が必要です。

加えて、近年では、埋立資材として再生土が利用される事例が出てきており、再生土についても汚染物質の混入等がないよう対策の推進も必要となっています。



写真 臨海部の一時たい積場



写真 建設発生土の埋立て事業場

目指す姿

建設発生土の適正な管理や再生土への対策が進められ、適正に管理されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
土砂等対策指導員による監視パトロールの日数	264日 【平成30年度（2018年度）】	監視パトロール日数の現状を維持します 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 土砂等対策指導員による監視等の実施

建設発生土や再生土等に産業廃棄物等の土砂以外の物質が混入していないかを監視するため、土砂等対策指導員による監視や指導を継続的に実施します。

また、地球温暖化に伴う台風の大型化や記録的な大雨により、埋立地における法面の崩落や土砂流出のリスクが高まっているため、土砂等対策指導員によるパトロールのほか、委託による休日パトロールを実施し、危機管理の面からも監視を行います。

② 土地所有者等への啓発

土地所有者等が埋立事業者に土地を貸し、当該土地に無許可で建設発生土が埋め立てられる事例が後を絶ちません。

不適切な埋立ては、問題が深刻化してからでは解決が難しくなるため、広報紙等により、土地所有者等に向けた啓発を行います。

廃棄物の不法投棄・残土の違法埋立てに注意しましょう

市内で、廃棄物の不法投棄や残土の違法埋立てによるトラブルが多発しています。

これらは、多額の処理費用がかかる産業廃棄物や建設発生土の適正な処分をせずに利益を得ようとする行為者がいるためです。

特に、不法投棄の場合、行為者の特定も難しく、簡単に解決できない問題です。

万一、トラブルが発生しても、市や県では民有地の廃棄物や残土を撤去することはできません。責任と莫大な処理費用の負担は行為者だけでなく、土地を管理すべき土地所有者に及びます。

犯行の口実や被害の実態を把握し、自分の土地を適切に管理することが大切です。

☎ 廃棄物対策課（袖ヶ浦クリーンセンター内）

☎ (63) 1881

▶ 産廃残土県民ダイヤル（産廃110番）

☎ 043(223)3801（24時間365日対応）

悪質な手口

- ・金銭と甘い言葉で土地利用の同意を得ようとする。
- ・法律や手続きを無視して廃棄物を搬入する。
- ・問題が起きた途端、連絡がとれなくなる。

被害の実態

- ・太陽光発電施設を作るためと言われて埋立てに同意したら、無許可で残土の山にされた。
- ・資材置場と言われて土地を貸したら、大量の廃棄物が搬入された。
- ・遊休地にいつの間にか不法投棄されていた。

被害にあわないために

- ・遊休地は定期的に見回り、草刈りや柵の設置など管理を行う。
- ・うまい話があっても、安易に土地を貸さない。
- ・不明な点は書面で提出を求める。
- ・土地を貸す際は、必要な許可を取っているか確認する。

図 広報紙による啓発

③ 建設発生土・再生土の適正管理

強固な監視活動等により、市内における建設発生土や再生土を把握し、適正に管理します。



写真 土壌検査



写真 水質検査

④ 関係機関との連携

森林法、農地法等の関係する法令の所管部局と情報を共有し、無許可埋立て等の防止に努めます。

また、県や不法投棄監視員との合同パトロールの実施、関係機関と担当者連絡会議等を行い、緊密な連携を図ります。

さらに、悪質な事業者に対しては、警察と連携して対応します。



写真 合同パトロール

5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

関連する
SDGs目標



(1) 環境に関する情報発信

現状と課題

市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、イベントなどを通して環境情報の提供等の啓発活動を継続的に実施しています。

今日の環境問題は、極めて幅が広い問題であり、環境教育も、その対象は身近な身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人ひとりの感性や心の問題にまで及んでいます。

環境問題を解決するためには、様々な環境に関する情報から判断することが重要となります。また、市民や事業者が、自主的に行動できるよう環境に関する情報の提供を進めていくことや、環境に関する補助教材の提供を行うことが重要です。

目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、環境に関する情報発信がされています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
環境に関心を持っている市民の割合	66.7% 【令和元年度（2019年度）】	80% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表

市ホームページなどにおいて、市の環境の状況や各種施策に関する必要な情報を公表します。

② 広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供

6月の環境月間を中心に広報紙やホームページを活用して、環境問題に関する情報提供を行います。

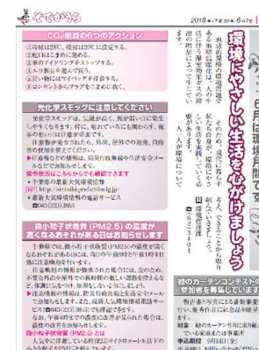


イラスト 広報紙等による情報提供

③ 環境に関する補助教材の提供

「袖ヶ浦の環境」をはじめ、環境に関する資料、パンフレットなどを広く市民、事業者に提供します。



袖ヶ浦の環境



イラスト 環境に関する補助教材の発行

コラム⑧ 森林浴の効果

森林浴は、樹木に接して精神的な癒しを求める行為のことをいいます。近くの公園を散歩する程度から登山や植物園見学、広くはキャンプまで幅広く森林浴に含まれます。日本では、昭和57年（1982年）に当時の林野庁により提唱されました。森林浴は身体に良いとされており、欧米では「森林浴セラピー」や「自然療法」として、森林浴が実際に医療の現場で実用化されており、保険が適用される国もあります。

森林浴はとても健康的で、次のような効能が期待されています。

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| ・ ストレスホルモン減少 | ・ 血圧、脈拍数低下 | ・ 副交感神経活動が活発 |
| ・ 交感神経活動抑制が活発 | ・ たんぱく質増加 | ・ 病気に対する免疫力UP |



写真 袖ヶ浦公園

森林浴の科学的な効能として、樹木が発散するフィトンチッドと呼ばれる揮発性物質が作用しているとされています。近年では、反応速度、脳波測定、心拍の変動、唾液中ストレスホルモンの濃度、心理的調査等を用いたリラックス効果等の定量化が試みられており、森林浴が人間に与える影響の科学的根拠が示されるようになってきています。

（２）環境学習・環境教育の推進

現状と課題

今日、地球上には環境破壊につながる様々な問題が発生しています。一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した行動をとることが求められ、そのための環境学習が必要となっています。

環境問題は、時代と共に変化し、その内容は多岐にわたるため、学習内容は適宜見直していくことが必要です。また、全ての世代が環境問題を理解し、その解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供することが重要です。

目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、幅広い世代や多くの環境項目に関する環境学習や環境教育の機会が提供されています。また、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するため、環境、社会、経済との関わりを盛り込んだ環境学習が推進されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
環境学習講座・自然散策会の実施回数	6回 【平成30年度（2018年度）】	同等の実施回数を確保 します 【令和13年度（2031年度）】	環境管理課が実施
環境学習講座・自然散策会への参加者数	140名 【平成30年度（2018年度）】	150名 【令和13年度（2031年度）】	
環境関連講座等の実施回数	7回 【平成30年度（2018年度）】	同等の実施回数を確保 します 【令和13年度（2031年度）】	各公民館、郷土博物館 が実施
環境関連講座等への参加者数	95名 【平成30年度（2018年度）】	105名 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 環境学習講座等の実施

環境情報の提供や指導者の育成を図るため、環境学習講座、自然散策会、職員出前講座等を開催します。



写真 自然散策会



写真 環境学習講座（施設見学）

② 子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等

子どもを対象とした環境保全活動や環境学習の企画又は情報提供を継続的に推進します。

③ 公民館、図書館、郷土博物館等の社会教育施設を通じた環境教育活動の推進

女性セミナー、スマート出前講座、環境講座やエコプロの見学、ながうら雑学塾の開催を推進するとともに、郷土博物館の自然分野に関連した展示やイベント等の充実を図ります。



写真 植物画展示（郷土博物館）

④ 学校における環境教育の推進

小中学生を対象として、県内外の自然の中での体験活動等を通じてホタルを飼育し、休耕田に放流することや、小櫃川河畔に造成されたビオトープを活用した環境教育を実施します。また、地域のごみ拾いや、学校における緑のカーテンづくりを推進します。



写真 緑のカーテン
(平成29年度最優秀賞)

⑤ 農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施

ひらおかの里農村公園を利用して、田植え、稲刈りなどの体験学習を実施することや、田んぼの学校、野菜栽培講習会、子どもチャレンジ教室を開催します。



写真 子どもチャレンジ教室（盤洲干潟の観察会）

（３）協働による環境保全活動の推進

現状と課題

今日の環境問題は、大気・水質環境、騒音、振動等の身近な問題から地球規模の問題まで、大きな広がりを持っており、かつ、それぞれの項目が複雑に絡み合っています。環境保全の取組もそれぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果を発揮することが期待されます。

本市では、地域の環境美化を目的とした市内一斉清掃や臨海地区清掃等を実施するとともに、ボランティアによる椎の森自然環境保全緑地の整備、ホテルの生息環境を整備する市民団体への支援やP T A活動と自治会による資源回収活動等を更に推進していく必要があります。

目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、みんなが環境を保全するために、自ら行動を起こし、環境保全活動や環境美化活動に参加しています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
椎の森自然環境保全緑地のボランティア参加人数	27人 【平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの平均人数】	参加人数の現状を維持します 【令和13年度（2031年度）】	1回当たりの参加人数
資源回収自治会事業実施団体数	115団体 【平成30年度（2018年度）】	120団体 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① ボランティアとの協働による里山の保全

椎の森自然環境保全緑地におけるボランティアとの協働による下草刈等の軽作業を継続して推進します。



写真 協働によるボランティア活動

② 清掃活動の実施

地域の環境美化を目的として、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者の参加による清掃活動を実施するとともに、ポイ捨て啓発活動、ごみ拾いウォーキングなど、市民参加による啓発活動を実施します。



写真 ごみ拾いウォーキング



写真 臨海地区清掃



写真 市内一斉清掃

③ 花いっぱい運動の推進

地域の美観の保護や環境美化を目的とした花いっぱい運動において、自治会等への花の種の配布や、ボランティアによるフラワーポットの維持管理を促進します。



写真 花いっぱい運動

④ 資源回収制度の推進

ごみの分別やリサイクル意識の向上を図るため、自治会等における資源回収を推進します。

（４）市民等による環境保全活動への支援

現状と課題

環境保全の意欲は、それぞれが持つ問題意識や使命感、関心の深さや興味深さにより、自発的な意思によって意欲が湧いてきます。また、自発的な意思は、環境保全活動を始めるきっかけになります。

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付けた主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む活動をより一層支援する必要があります。

目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、環境問題に関する市民や事業者の自主的な活動が支援されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
ごみ拾いボランティアの活動日数	35日 【平成30年度（2018年度）】	45日 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 環境保全に係る市民活動への支援

地域の取組が継続したものになるため、水生生物の調査や生息環境の調査等の環境保全を目的とした活動を主体的に実施する市民活動に対し、必要な支援を行います。



写真 水生生物の調査の支援

② 公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加

自治会やボランティア団体等の協力による一部の公園等の維持管理や草花の植栽、より美しい公園の整備や新たな団体の募集を行うなどの取組を継続的に推進します。



写真 公園の整備（代宿団地中央公園）

第3節 環境保全のための分野横断的な施策

環境、経済、社会的な課題が複雑に絡み合っている現代社会においては、環境分野においても、特定の施策が複数の異なる課題を解決する、多面的な効果を得ることができ分野横断的な施策を展開することが重要となります。

本計画では、以下のテーマを設定し、環境、経済、社会的な課題の同時解決を目指します。

(1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり

現状と課題

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付け、主体的に行動できる人材の育成が重要です。

そのためには、活動したい人や団体と活動とを結びつける情報ネットワークを活用し、環境に関する多様な人材を把握する必要があります。

目指す姿

自発的に環境活動を行う市民、事業者、市の各主体の活動のつながりが構築されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
情報ネットワークの活用団体（環境分野）	5団体 【平成30年度（2018年度）】	10団体 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 活動したい人と活動とを結びつける情報ネットワークの活用

自発的に環境活動を行う、活動したい人とその活動とを結びつけられるよう、情報ネットワークの活用を図ります。



イラスト ガウラナビ

② 環境に関する多様な人材の把握

情報ネットワークを活用し、環境保全に関する知識、能力等を持った地域における多様な人材の把握に努めます。

コラム⑨ 情報ネットワーク

各地で環境に配慮した地域協働の取組が進められています。その地の住民、学校、企業、NPO、行政が連携・協働して、地域社会の活性化、持続可能なまちづくりを行うため、袖ヶ浦市においてもネットワークを構築しています。

市では、平成29年（2017年）10月に「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を施行し、地域コミュニティの活性化や、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。

＜基本理念＞

- ・市民の地域コミュニティへの参加を促進します。
- ・地域コミュニティの連携を促進します。
- ・地域コミュニティと市の協働を推進します。

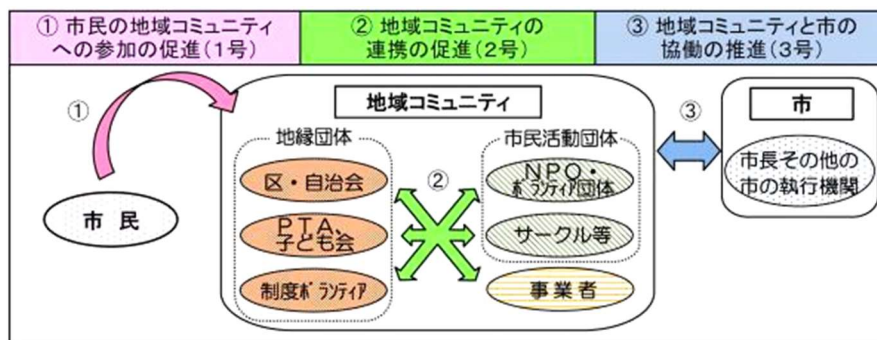


図 基本理念のイメージ

このような地域コミュニティによる情報ネットワークを活用することにより、個人のレベルでは規模や範囲が大きいことや、特定のセクターのみでは限界があるようなことも、セクターを超えた協働によって、より高いパフォーマンスを上げることができます。

このような活動は、新たな地域資源の発掘やコミュニティの創出に発展するとともに、地域への愛着と地域経済の活性化にもつながります。

皆さんもこの情報ネットワークを活用し、連携・協働することで、地域社会の活性化に寄与しつつ、持続可能なまちづくりを目指しましょう。



イラスト 条例のパフレット

（２）災害時等における環境問題への対応

現状と課題

地震、風水害等の災害の発生は、様々な被害をもたらします。例えば、化学工場等で火災が発生すれば、有害物質が拡散してしまう可能性もあります。ごみの収集も停止するため、大量の災害廃棄物が発生し、大気や水質等への汚染の可能性も高まります。下水道が機能しなくなれば、トイレなどの糞尿問題も深刻化し、疫病・伝染病が流行する可能性もあります。

災害は、いつ発生するか分かりません。インフラが破壊されると生活基盤が崩れ、環境が汚染され、健康や生命に影響を与えることとなります。また、災害の発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のため、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する必要があります。

これらの様々な環境問題に対処するため、災害の発生時を想定した「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」を策定し、適切に運用する必要があります。事前の防災体制を考える段階から環境問題への意識を高め、環境問題への対策を整えておくことが重要です。

目指す姿

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策や、市民の生活環境の早期復旧・復興のための体制が確立しています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
災害廃棄物処理計画の策定	—	令和2年度（2020年度）に策定します	
災害に強いまちづくりができていると感じる市民の割合	31.1% 【令和元年度（2019年度）】	60% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 災害廃棄物処理計画の策定

災害の発生時を想定した環境問題に対応するため、本市における平常時の災害予防対策と、災害時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示す「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」を策定します。

② 災害廃棄物処理計画の適切な運用

「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施します。また、災害廃棄物は、再生利用が可能なものを含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があるため、再資源化に取り組みます。

令和元年台風第15号及び第19号による被害



写真 椎の森自然環境保全緑地内の倒木



写真 保存樹木の倒木



写真 木くず



写真 瓦・コンクリートがら



写真 廃プラスチック

台風被害による災害廃棄物（クリーンセンター）

第5章 計画の推進

第1節 計画推進の基本的な考え方

5つの基本目標を達成し、目指す環境像を実現するためには、本市が示した取組を総合的、効率的に実施することや、市民、事業者及び市が自主的に環境配慮行動を実践することが必要です。また、各主体の取組が継続して実施されるためには、環境の状況や施策の実施状況を的確に把握し、取組結果に関して適切な点検・評価を行い、進行管理の仕組みの構築、それを実施するための体制の確保、更には計画の推進を促す制度や取組が必要です。

第2節 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係課や庁内会議において調整を行った上で、環境審議会における環境に関する施策の調査審議や提言等を受け、国、県、他自治体との連携・協力を図りながら、計画に位置付けた施策の着実な推進を図ります。

1 環境審議会

袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を策定することを定めています。また、第52条では、環境の保全に関して、基本的事項等を調査審議させるため、袖ヶ浦市環境審議会を設置しています。審議会委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

本計画の進行状況は、毎年度、袖ヶ浦市環境審議会に報告し、助言・提言を踏まえた上で、施策の着実な推進を図ります。

2 国・県・他自治体との連携

今日の環境問題には、その要因や影響が広範囲に及ぶものが増えており、市の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。国、県、他自治体との連携を図り、広域的な施策が効果的に展開されるよう連携強化を図ります。

3 庁内関係課との連携

環境管理課は、庁内関係課との調整を図り、環境に関する施策や施策における環境配慮を実施し、取組を推進します。

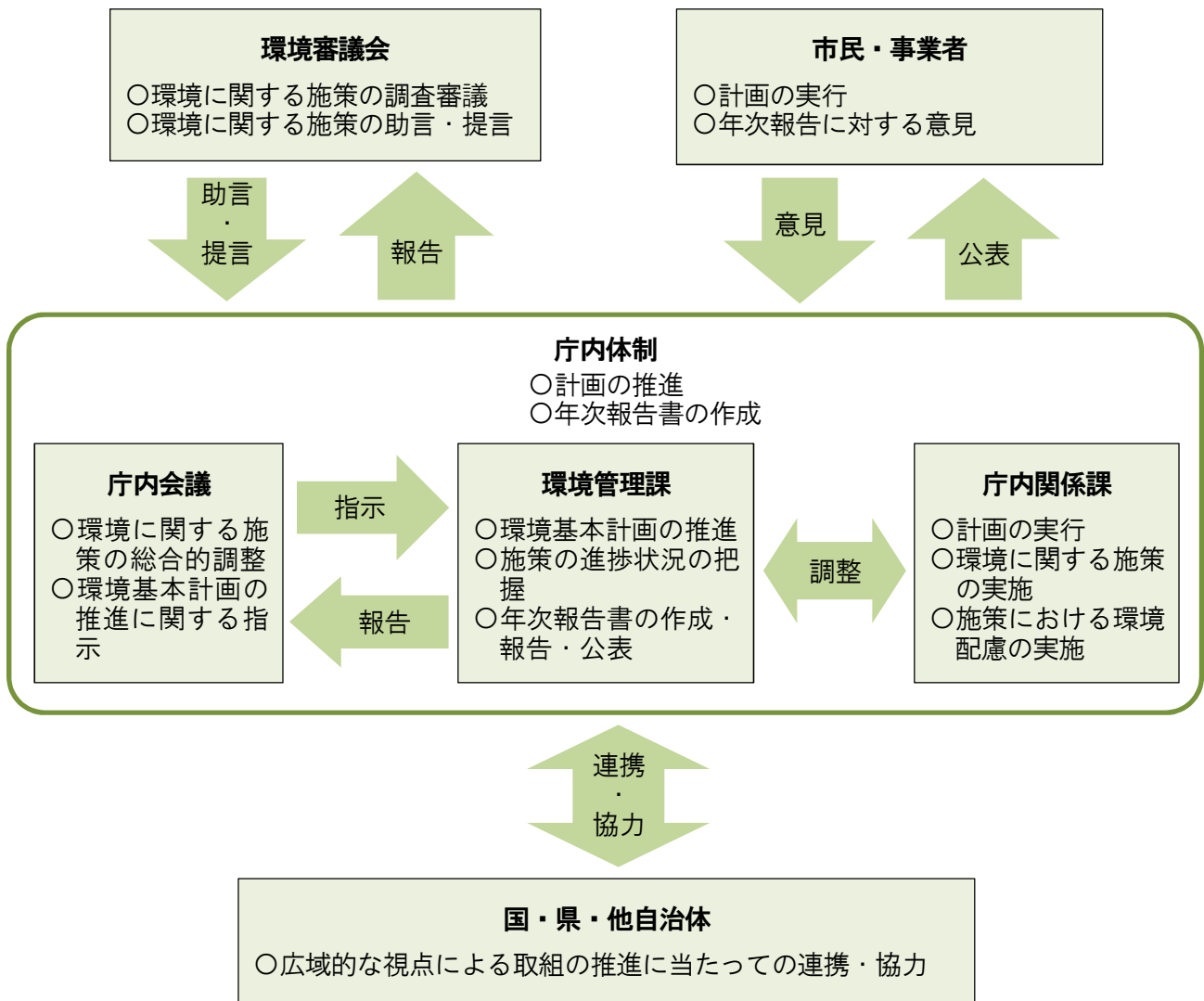


図 計画の推進体制

第3節 各主体に求められる役割

本計画を着実に推進するため、各主体に求められる具体的な取組例を示します。

1 豊かな自然と共生するまち

(1) 市民

- ・ボランティア活動に参加する。
- ・水と緑の里を活用する。
- ・緑地保存協定に指定された樹木や樹林を適正に管理する。
- ・市民や農業者による耕作放棄地の解消や抑制を行う。
- ・有害鳥獣発見時に通報する。
- ・有害鳥獣による被害の防除への取組を行う。
- ・公園や緑地を活用する。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための活動に参加する。
- ・景観まちづくりへの参加や身近な取組を行う。
- ・景観まちづくりのための社会奉仕活動に参加する。
- ・広告物に対しての理解を深め、除却活動に参加する。

(2) 事業者

- ・ボランティア活動に参加し、支援する。
- ・水と緑の里を活用する。
- ・緑地保存協定に指定された樹木や樹林を適正に管理する。
- ・積極的に緑化の推進を図る。
- ・新たな経営形態としての取組や安定した農業経営を確立する。
- ・有害鳥獣による被害の防除への取組や捕獲を行う。
- ・公園や緑地の適正管理の実施や、公園緑地の広報活動を行う。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための活動に参加する。
- ・景観まちづくりへの協力や積極的な取組を行う。
- ・景観まちづくりのための社会奉仕活動に参加する。

(3) 市

- ・ボランティア活動を支援する。
- ・ボランティアの募集や活動の場を提供する。
- ・公共施設における緑地の管理を行う。
- ・農業用ため池周辺の環境整備を行う。
- ・農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発や、水路の草刈り等への支援を行う。
- ・市内の樹木等の調査、指定及び管理状況の確認を行い、補助金を交付する。
- ・緑地保存協定の締結を推進する。
- ・緑の基本計画を策定する。

- ・生物多様性に関する普及啓発を行う。
- ・農地利用状況調査等の農地の状況把握や抑制のための啓発活動を行う。
- ・体験農園を開設する農業者を支援し、市民等への利用機会の拡大を図る。
- ・希少な野生生物の調査や保護を図る。
- ・生物多様性地域戦略を策定する。
- ・有害鳥獣や特定外来生物に関する普及啓発を行う。
- ・有害鳥獣について関係機関との連絡調整を図る。
- ・鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策を推進する。
- ・公園や緑地の適正管理の実施や、公園や緑地の広報活動を行う。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための草刈負担金の支出や、植栽資材を支給する。
- ・景観まちづくりを主体的に推進し、市民や事業者の取組を支援する。
- ・市民の景観まちづくりに対する意識を向上させるための取り組みを行う。
- ・屋外広告物法及び県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、違反広告物の除去ボランティア団体に対して支援する。

2 快適で安全に生活できるまち

(1) 市民

- ・野焼き行為を行わない。
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する。
- ・農薬等を適正に使用する。

(2) 事業者

- ・公害防止施設の設置等について、市の立入調査に協力する。
- ・野焼き行為を行わない。
- ・排水適正管理に係る市の調査に協力する。
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する。
- ・家畜糞尿処理施設の管理基準を遵守する。
- ・大気汚染物質に係る基準値を遵守する。
- ・農薬等を適正に使用する。
- ・有害化学物質に関して、適切に排出量の把握、管理を行う。

(3) 市

- ・大気汚染物質を監視し、市民への情報提供を行う。
- ・発生源施設に対する立入調査を行う。
- ・野焼きの通報があった場合、直ちに現地を確認し、必要な指導を行う。
- ・公害防止施設の設置等に対して指導を行う。
- ・大気環境監視システムや監視網の見直しを行う。

- ・水洗化のPRや、汚水処理施設の長寿命化対策工事を実施する。
- ・生活排水の負荷に関する意識の向上に資する啓発事業の展開や、補助制度の周知を行う。
- ・事業者への排水適正管理の監視体制を整備する。
- ・浄化槽に係る補助制度や保守点検等の啓発を行う。
- ・道路における騒音や振動について、環境調査を実施する。
- ・家畜糞尿処理施設整備の支援をする。
- ・大気汚染物質の監視を行い、必要に応じて対象事業所への立入調査を実施する。
- ・農薬等を適正に使用する。
- ・放射線に関する情報収集を行い、市内の測定結果の情報提供を行う。

3 地球環境を思いやるまち

(1) 市民

- ・省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・緑のカーテンづくりを積極的に実施することや、緑のカーテンコンテストに参加する。
- ・公共交通機関を積極的に利用する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・交通ルールとマナーを守って道路を利用する。

(2) 事業者

- ・事業用太陽光発電設備について、適正な設置及び廃棄を行う。
- ・省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・地球温暖化対策実行計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・緑のカーテンづくりを積極的に実施することや、緑のカーテンコンテストに参加する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・交通ルールとマナーを守って道路を利用する。

(3) 市

- ・再生可能エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集し、再生可能エネルギー設備を導入する。
- ・再生可能エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集する。
- ・事業用太陽光発電設備について、適正な設置及び廃棄を行うよう指導する。
- ・県の補助事業を活用し、家庭用省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入する者に補助を行う。
- ・省エネルギーに関する情報発信や意識啓発を行う。
- ・市民や事業者に対して、環境に配慮した製品の情報提供を行う。
- ・公共施設におけるLEDの導入に努める。

- ・地球温暖化対策実行計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・地球温暖化に関する情報提供を行う。
- ・緑のカーテンづくりを推進し、緑のカーテンコンテストを実施する。
- ・公共交通機関の利用促進を図る。
- ・低燃費車の導入を推進する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・計画的に道路改良工事を進める。
- ・気候変動の影響に関する情報の収集及び提供を行う。
- ・気候変動適応計画を策定する。

4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

(1) 市民

- ・廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践する。
- ・食品ロス削減の重要性を理解し、積極的に取り組む。
- ・廃棄物の減量化・資源化に努める。
- ・不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動に参加する。

(2) 事業者

- ・廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践する。
- ・食品ロス削減の重要性を理解し、積極的に取り組む。
- ・廃棄物の減量化・資源化に努める。
- ・不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動に参加する。
- ・建設発生土や再生土を適正に管理する。

(3) 市

- ・廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践するとともに、啓発活動を行う。
- ・プラスチックごみ削減のための啓発を行う。
- ・県と連携を図りながら、食品ロスの削減の推進を行う。
- ・バイオマスの利活用に向けた取り組みを行う。
- ・生ごみ肥料化容器や機械式生ごみ処理機に対して助成を行う。
- ・廃棄物等の適正処理に関する情報発信を行う。
- ・補助事業を活用し、経費の支援や改修作業時の人的支援をする。
- ・廃棄物の減量化・資源化のための施策を実施する。
- ・次期広域廃棄物処理施設の検討を進める。
- ・不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動への支援をする。
- ・不法投棄やポイ捨てを発見した際に、担当課へ通報する。
- ・空き地の土地所有者等に土地の適正管理について指導を行う。
- ・建設発生土等の埋立てについて、土地所有者等への啓発を行う。
- ・建設発生土や再生土について、関係機関と連携して指導する。

5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

(1) 市民

- ・環境学習講座等へ積極的に参加する。
- ・社会教育施設で行う市民学芸員活動、展示やイベントに参加する。
- ・市内一斉清掃や花いっぱい運動に参加する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動に参加する。

(2) 事業者

- ・環境学習講座等への支援を行う。
- ・臨海地区清掃や花いっぱい運動へ積極的に参加する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動に参加する。

(3) 市

- ・市の環境の状況や各種施策に関する情報を公表する。
- ・広報紙等を活用し、環境問題に関する情報提供を行う。
- ・環境に関する補助教材の提供を行う。
- ・環境に関する様々な講座を開催する。
- ・社会教育施設で行う市民学芸員活動、展示やイベントを開催する。
- ・学校において環境教育を実施する。
- ・農業や里山の保全を取り入れた環境教育を実施する。
- ・市内一斉清掃、臨海地区清掃、花いっぱい運動を実施する。
- ・自治会資源物活動への助成や、適正な分別指導を行う。
- ・環境保全に係る市民活動への支援のための場を提供する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動を支援する。

6 環境保全のための分野横断的な施策

(1) 市民

- ・地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるように努める。

(2) 事業者

- ・地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化やまちづくりに寄与するように努める。

(3) 市

- ・地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援する。
- ・災害廃棄物処理計画を適切に運用する。
- ・災害に備え、協力体制を構築する。
- ・災害に備え、環境に関する人材育成を推進する。

第4節 計画の進行管理

この計画を着実に推進していくためには、取組の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画の進行管理にマネジメントサイクル〔計画の策定から環境施策の実施、点検・評価、改善までの一連の流れを、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価及び公表）、Action（見直し）のPDCAサイクルで繰り返すことで、目標の達成を図ります。〕の考え方を取り入れ、継続的な改善を図っていきます。

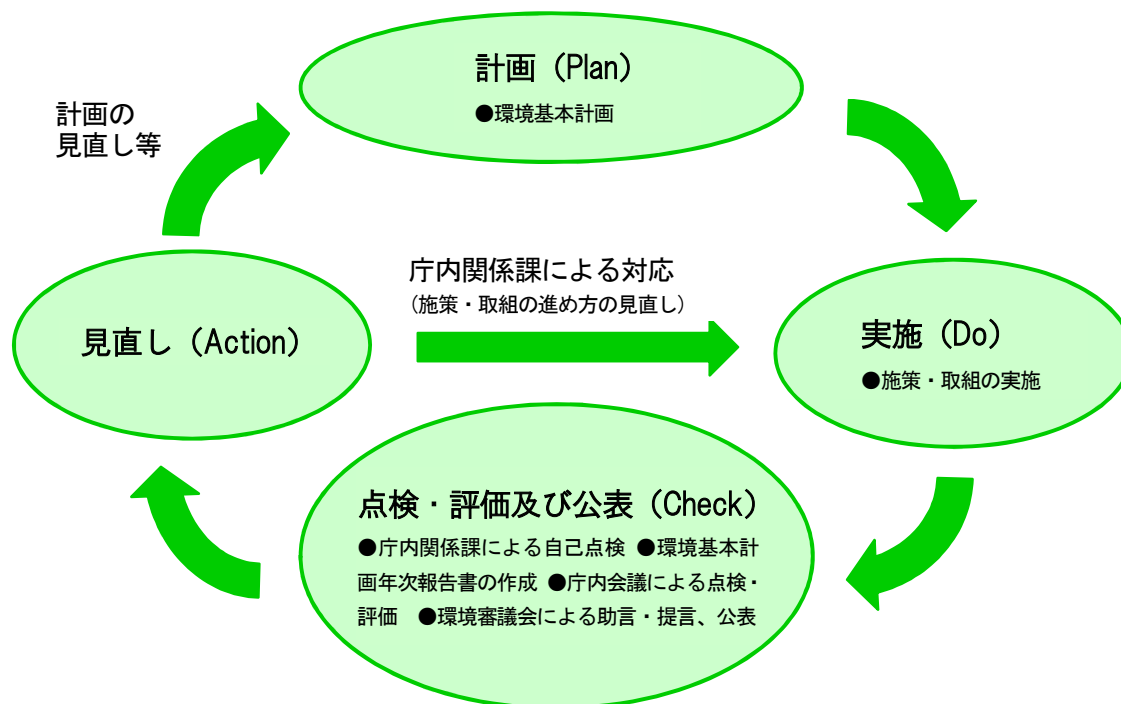


図 計画の進行管理の仕組み

【PDCAサイクルの各段階での役割】

○ Plan（計画）

本計画において、目指す環境像を実現するための目標を定め、それらに関連する環境施策を設定します。

○ Do（実施）

本計画に基づき、市民、事業者や関係機関等との連携を図りながら施策の実施、取組の推進等を図ります。

○ Check（点検・評価及び公表）

本計画の進捗状況は、環境の現状、指標の評価の把握を行い、実施状況の年次報告書を作成し、公表します。また、併せて環境審議会にも報告することにより、助言や提言を求めていきます。

○ Action（見直し）

毎年度点検し、翌年度の取組の実施に反映します。

資料編

1 計画策定の経過

(1) 会議等の開催

日程	会議等	内容
平成30年(2018年) 11月8日～ 平成31年(2019年) 3月15日	環境基本計画改定準備アンケート調査(市民・事業者)	
3月12日	政策調整会議	計画策定方針(案)について
3月19日	政策会議	
4月26日	第1回環境審議会	計画策定方針について アンケート調査について
令和元年(2019年) 6月25日	第1回環境基本計画策定検討委員会	計画骨子案について 現行計画の評価について アンケート調査について
7月3日	政策会議	
7月10日	第2回環境審議会	
7月5日～ 24日	関係課照会	計画素案について
8月9日	第2回環境基本計画策定検討委員会	現行計画の評価について 施策・事業シート中間報告について
9月24日	第3回環境基本計画策定検討委員会	計画素案について
10月2日	政策会議	
10月10日	第3回環境審議会	
10月20日	市民懇談会(平川公民館・市民会館)	計画素案の概要について
11月27日	第4回環境基本計画策定検討委員会	計画案について
12月3日	政策会議	
12月11日	第4回環境審議会	
12月20日	全員協議会	
12月23日～ 令和2年(2020年) 1月22日	パブリックコメント実施	
2月10日	第5回環境基本計画策定検討委員会	パブリックコメント手続の実施結果 について
2月18日	政策会議	
2月25日	第5回環境審議会	計画案の諮問について パブリックコメント手続の実施結果 の報告について
3月	計画策定	

(2) 袖ヶ浦市環境審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体又は推薦団体	備考
学識経験者	松戸 滋	千葉県君津健康福祉センター 副センター長	
	梶山 雅司	一般財団法人千葉県環境財団 技術部長	副会長
	土井 学	千葉県生物学会 編集部	
公共団体代表者	塩谷 保幸	君津市農業協同組合常務	
	吉田 良子	袖ヶ浦市商工会女性部副部長	
	小島 直子	袖ヶ浦市社会福祉協議会会長	
行政機関代表者	工藤 智子	千葉県環境研究センター センター長	会長
企業代表者	太田 信之	旭化成株式会社	
	佐久間 隆文	出光興産株式会社先進技術研究所	
	古賀 悠子	広栄化学工業株式会社	
市民代表者	藤井 正己	公募	
	黒澤 智子	公募	
	川原 理恵子	公募	
	猿渡 由枝	公募	

(3) 袖ヶ浦市環境基本計画策定検討委員会委員名簿

役職	職名	役職	職名
委員長	環境経済部長	委員	環境経済部 廃棄物対策課長
副委員長	環境経済部 環境管理課長	委員	環境経済部 農林振興課長
委員	企画財政部 企画課長	委員	都市建設部 都市整備課長
委員	企画財政部 財政課長	委員	都市建設部 土木建設課長
委員	総務部 総務課長	委員	都市建設部 下水対策課長
委員	市民健康部 保険年金課長	委員	消防本部 総務課長
委員	市民健康部 市民活動支援課長	委員	教育部 教育総務課長
委員	福祉部 地域福祉課長	委員	議会事務局 副局長

2 計画策定の方針

(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた袖ヶ浦市環境条例に基づき、平成15年3月に袖ヶ浦市環境基本計画（以下、「現行計画」という。）を策定し、取組を進めてきましたが、地球温暖化の進行や外来生物の侵入などの課題、また、生物多様性の保全や安全・安心な生活を守ることなど、これまで以上に環境に配慮した行動が求められています。

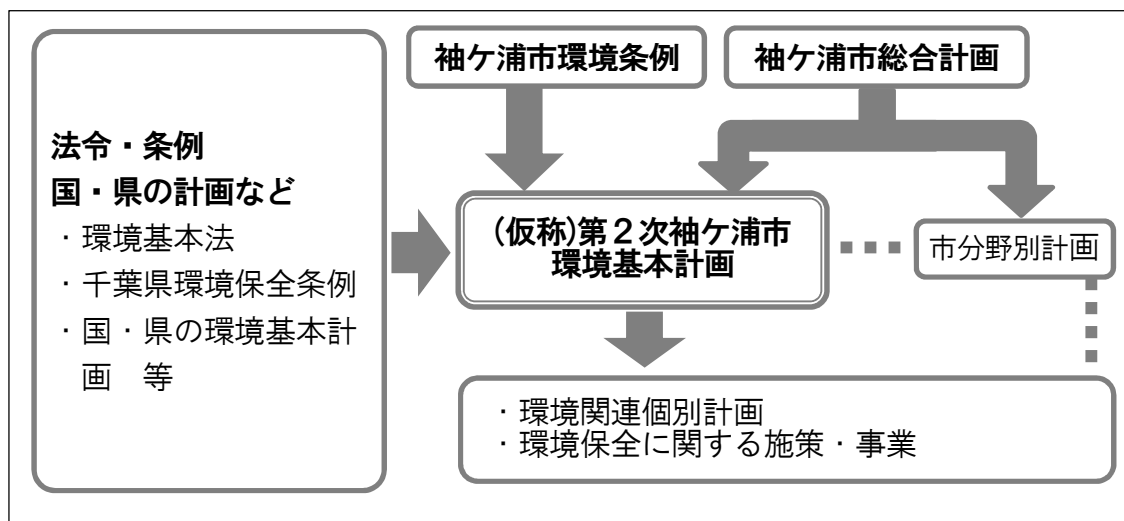
現行計画の計画期間は2022年度（平成34年度）としたところですが、平成25年の中間見直し後、世界的にはパリ協定の採択などが、国内では気候変動適応法の施行（平成30年12月）、地球温暖化対策計画（平成28年5月）や、第5次環境基本計画（平成30年4月）の策定など、環境に関する状況が大きく変化しています。

また、千葉県では平成30年度中に千葉県環境基本計画を策定する予定であり、本市では2020年度を初年度とする新たな「総合計画」の策定を進めております。

これらを一つの契機とし、現行計画のこれまでの成果と課題を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢等に応じた取り組みを、市民・事業者・市が一体となって環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画の期間満了を待たずに、2020年度を初年度とする新たな計画として、(仮称)第2次袖ヶ浦市環境基本計画（以下、「第2次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

第2次計画は、袖ヶ浦市環境条例に基づき策定するもので、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画で、国・県の法律や条例及び関連計画並びに市環境条例及び市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」をはじめ、分野別計画等と整合をはかり策定します。



3 計画策定の基本的な方針

第2次計画の策定にあたっては、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

- (1) 国の第5次環境基本計画及び千葉県環境基本計画との整合性を図ります。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法等に規定される各計画の包有を検討します。
- (3) 袖ヶ浦市総合計画、市個別計画及び本市の関連諸施策との整合性を図ります。
- (4) 現行計画の理念及び成果を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題等を踏まえるものとします。
- (5) 環境に関する市民・事業者アンケート調査、地域懇談会、パブリックコメント手続の実施など、市民や事業者の意見を広く聴く機会を設け、計画づくりを進めます。

4 今後対応が求められる事項

第2次計画では、現時点において次のような課題や対応を考えています。

- (1) 再生可能エネルギーの普及促進
- (2) 地球温暖化対策及び気候変動への適応
- (3) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- (4) 廃棄物の適正処理等の推進及び不法投棄の防止
- (5) 自然環境の保全と活用
- (6) 有害鳥獣対策及び特定外来生物の防除
- (7) 良好な大気・水環境等の保全

5 計画の期間

第2次計画については、現在策定作業中の「袖ヶ浦市総合計画」との整合性を図り、計画期間を2020年度から2031年度までの12年間とします。

ただし、第2次計画は社会情勢の変化、国の制度改正、計画の進捗状況等により必要に応じて見直すものとします。

6 策定体制

- (1) 庁内体制
 - ア 関係課照会（現行計画の達成状況等）
 - イ 第2次環境基本計画策定検討委員会
現行施策の評価、新規課題抽出、計画案の作成
 - ウ 政策会議での審議
- (2) 市民参加
 - ア アンケート調査の実施
無作為抽出により選定した市民を対象に、アンケート調査を実施します。

イ 地区懇談会の実施

市内2カ所において第2次計画素案の説明を実施します。

ウ パブリックコメントの実施

作成した案について、パブリックコメントを実施します。

(3) 市環境審議会

第2次計画策定の進捗状況の各段階において意見を付すとともに、諮問される第2次計画の案について答申を行います。

7 策定スケジュール

- 2019年 3月 市民・事業者アンケート集計
策定方針
- 2019年 3月～5月 現行計画の評価
- 2019年 6月 計画骨子案
- 2019年 9月 計画素案
- 2019年11月 計画案
- 2019年12月 計画案公表・パブリックコメント実施
- 2020年 3月 計画策定

策定スケジュール表

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	策定方針作成		骨子案作成			素案作成			案作成		案修正		策定	
	現行計画評価													
策定検討委員会 (政策調整会議)		● 策定方針			● 現行評価 骨子案			● 素案		● 計画案				
政策会議		● 策定方針			● 現行評価 骨子案			● 素案		● 計画案				
審議会		● 策定方針			● 現行評価 骨子案			● 素案			● 計画案		● 諮問	
市民等	市民・事業者 アンケート調査・集計							● 懇談会			● パブコメ	→		
議会											● パブコメ 説明			

3 環境に関する市民懇談会における主な意見等

<意見>

市がどのような環境施策を行っているかについて、市民が関心を持てるよう積極的に発信を行ってほしいです。

<意見>

小中学校における教育などにより、小さいときから環境に対する意識を高める必要があると思います。

<質問>

この計画を実現するために、年間でどのくらいの予算がかかっていますか。

<回答>

この計画の8割くらいは環境管理課と廃棄物対策課が中心となって取り組んでおり、環境管理課の予算はおおむね1億円で、廃棄物対策課はおおむね10億円となっています。

<質問>

これまで現行の計画で施策を進めて、効果が上がったり、満足できている部分はありますか。

<回答>

環境管理課では、環境保全、公害関係、生活環境などを所管しています。

環境保全では、水環境の施策を、公害関係では、大気では自動測定機による測定、水質では毎月小櫃川の調査を実施し、環境基準の達成度を監視しています。

また、生活環境では、ここ数年、まちの環境美化について、市内12名の環境美化推進員を委嘱し、毎月の報告に基づいて散乱ごみを回収したり、市内に69本のガウラのポイ捨て禁止看板を設置しています。さらに、袖ヶ浦駅、長浦駅周辺の路上にポイ捨て禁止の路面シートを張ることや、市内一斉清掃、臨海地区清掃などを実施して、まちをきれいにする取り組みなどにも力を入れています。

これらの取り組みにより、着実にごみの量が減ってきています。

<質問>

現行の計画にはなく、新たに盛り込んだ施策などはありますか。

<回答>

主な施策等としましては、「生物多様性の保全」、「気候変動による影響への適応策の推進」、「建設発生土・再生土への対策」、「災害時等における環境問題への対応」などが次期計画から新たに盛り込む施策や取り組みとなります。

<質問>

野焼きの対策はどのようにしていますか。

<回答>

野焼きに関しては、発見した際に連絡をいただいております。すぐに現地調査を行い、その場で指導しています。

<質問>

環境に関するボランティアの方などを表彰することはありますか。

<回答>

袖ヶ浦市表彰規則では、活動が十数年以上となることなどが要件となっており、年数などの要件を満たした場合には、表彰されることもあります。

<質問>

「使い捨てプラスチック容器の使用削減」について、具体的な方法はありますか。

<回答>

廃プラスチックの問題で、レジ袋については、国が有料化を検討していますので、国の動向を踏まえて、市としてどのように取り組むかを見極めていきたいと考えています。



写真 平川公民館



写真 市民会館

4 関係例規

(1) 袖ヶ浦市環境条例（抜粋）

平成11年12月27日条例第21号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
 - 第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第8条—第24条）
 - 第3章 生活環境の保全等に関する施策（第25条—第30条）
 - 第4章 ばい煙等の排出等の規制
 - 第1節 規制基準等（第31条—第35条）
 - 第2節 特定施設及び特定作業の規制（第36条—第44条）
 - 第3節 特定建設作業の規制（第45条・第46条）
 - 第4節 拡声機の使用等の規制（第47条—第51条）
 - 第5章 環境審議会（第52条・第53条）
 - 第6章 雑則（第54条—第58条）
 - 第7章 罰則（第59条—第62条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めるとともに、生活環境の保全等に関する市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 （略）

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ袖ヶ浦市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

第10条～第24条 (略)

第3章 生活環境の保全等に関する施策

第25条～第30条 (略)

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第31条～第51条 (略)

第5章 環境審議会

(設置)

第52条 環境の保全に関して、基本的事項等を調査審議させるため、袖ヶ浦市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第53条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

第54条～第58条 (略)

第7章 罰則

第59条～第62条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市公害防止条例の廃止)

2 袖ヶ浦市公害防止条例（昭和47年条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の袖ヶ浦市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日の前日において袖ヶ浦市公害防止条例第11条の2に規定する袖ヶ浦市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第53条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第53条第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

(2) 袖ヶ浦市環境審議会規則

平成12年3月15日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市環境条例（平成11年条例第21号）第53条第4項の規定により、袖ヶ浦市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について、調査審議を行うものとする。

- (1) 袖ヶ浦市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 公害防止のための規制基準の制定、変更及び廃止に関すること。
- (3) 水道水源保全地域の指定、変更及び解除に関すること。
- (4) 水道水源保全地域における排出水の汚染状態についての排水基準の制定及び変更に関すること。
- (5) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 公共的団体を代表する者 3人以内
- (3) 企業を代表する者 3人以内
- (4) 市民を代表する者 4人以内
- (5) 行政機関を代表する者 1人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(特別委員会)

第6条 審議会は、必要に応じ特定事項を調査し、又は審議するため特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、会長の指名する審議会委員をもって組織する。

3 特別委員会に委員長及び副委員長を置き、特別委員の互選により定める。

4 前条の規定は、特別委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「特別委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、読み替えるものとする。

(参考意見の聴取)

第7条 審議会及び特別委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、関係資料を提出させ、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部環境管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

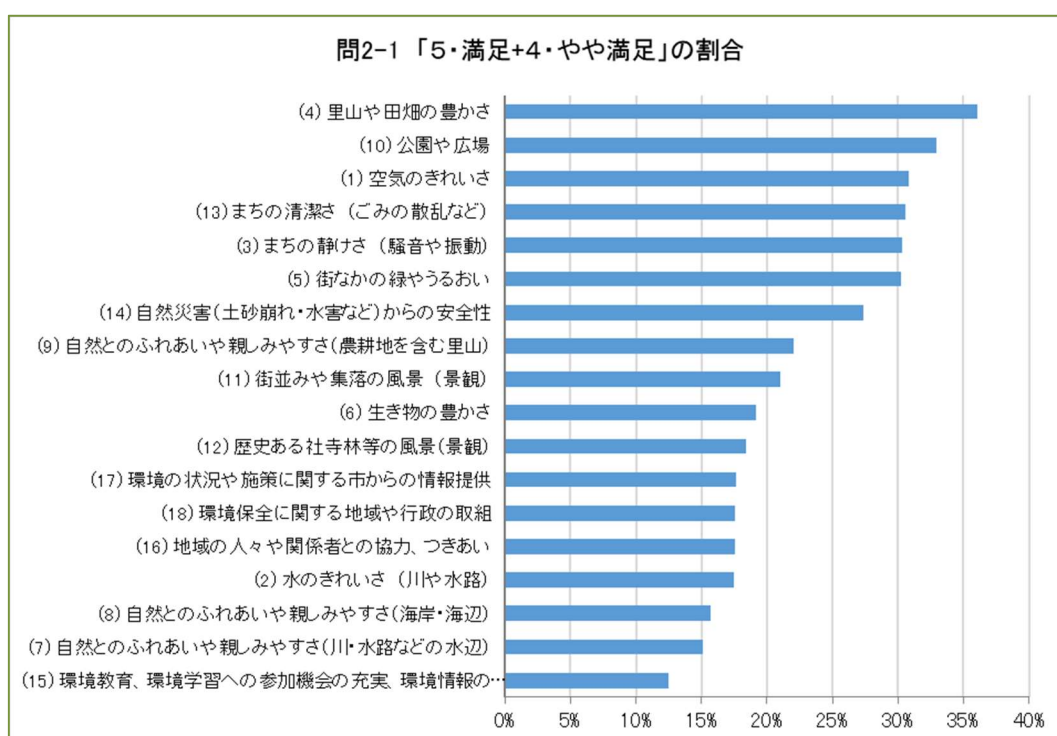
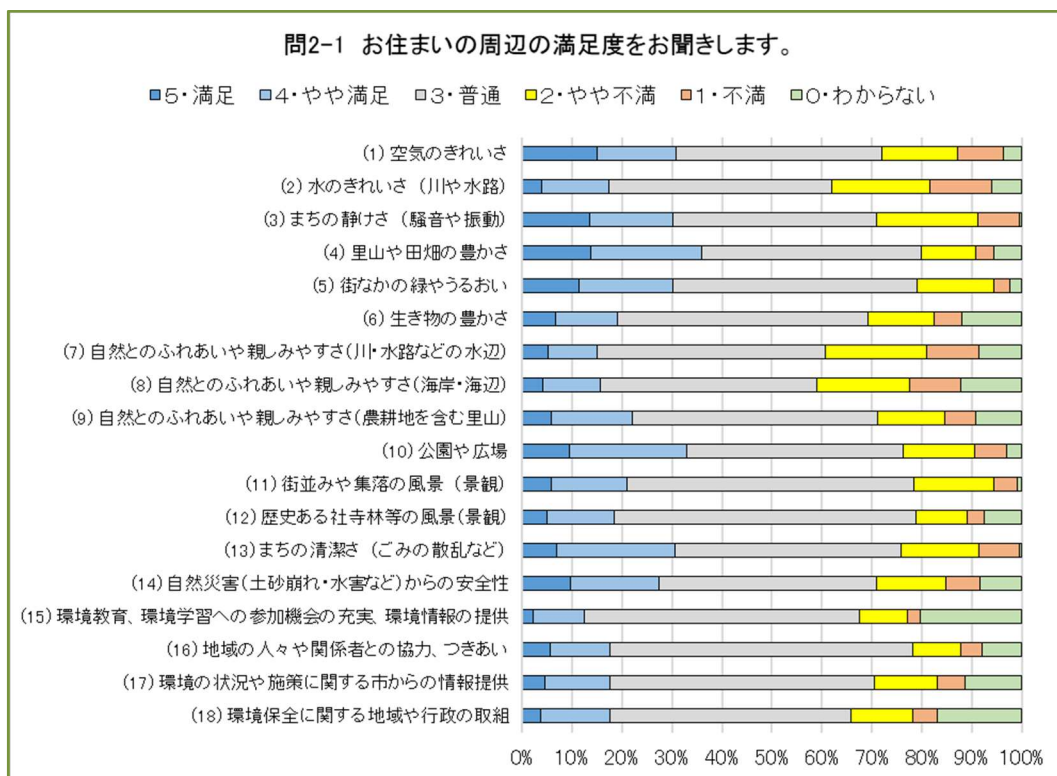
(袖ヶ浦市環境審議会規則の廃止)

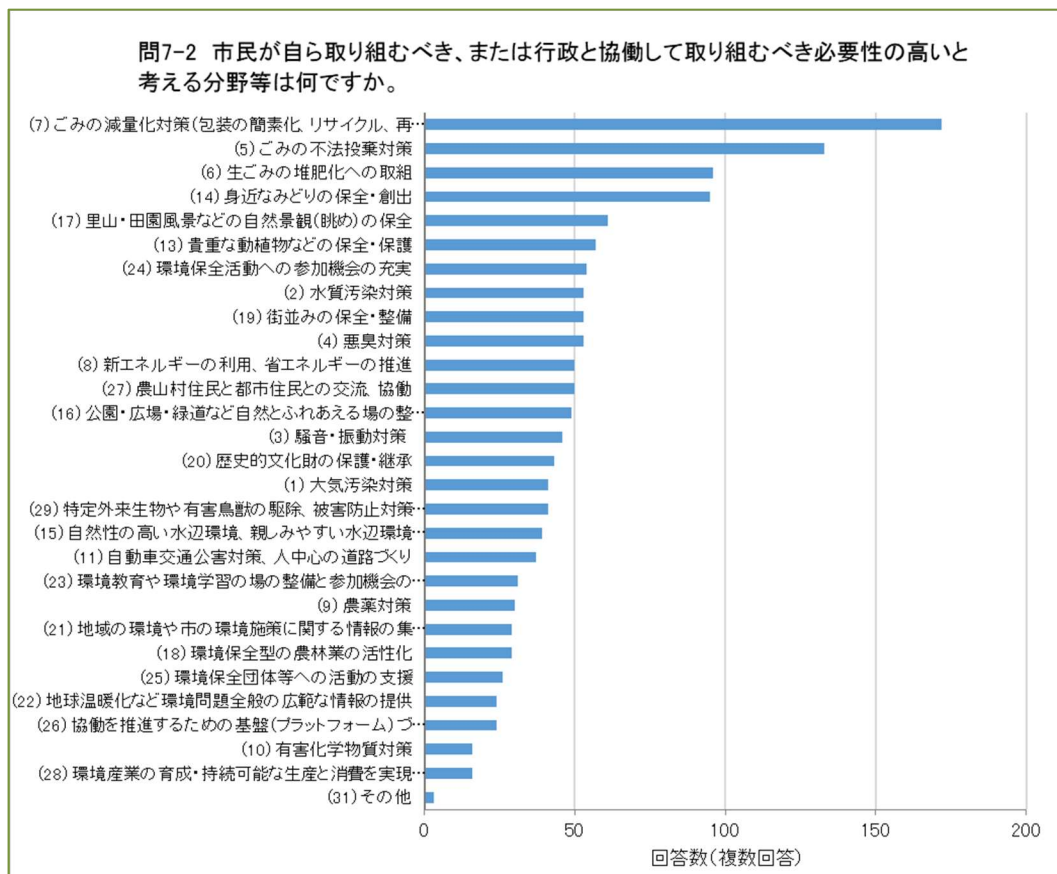
2 袖ヶ浦市環境審議会規則(昭和51年規則第19号の2)は、廃止する。

5 袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査報告書（抜粋）

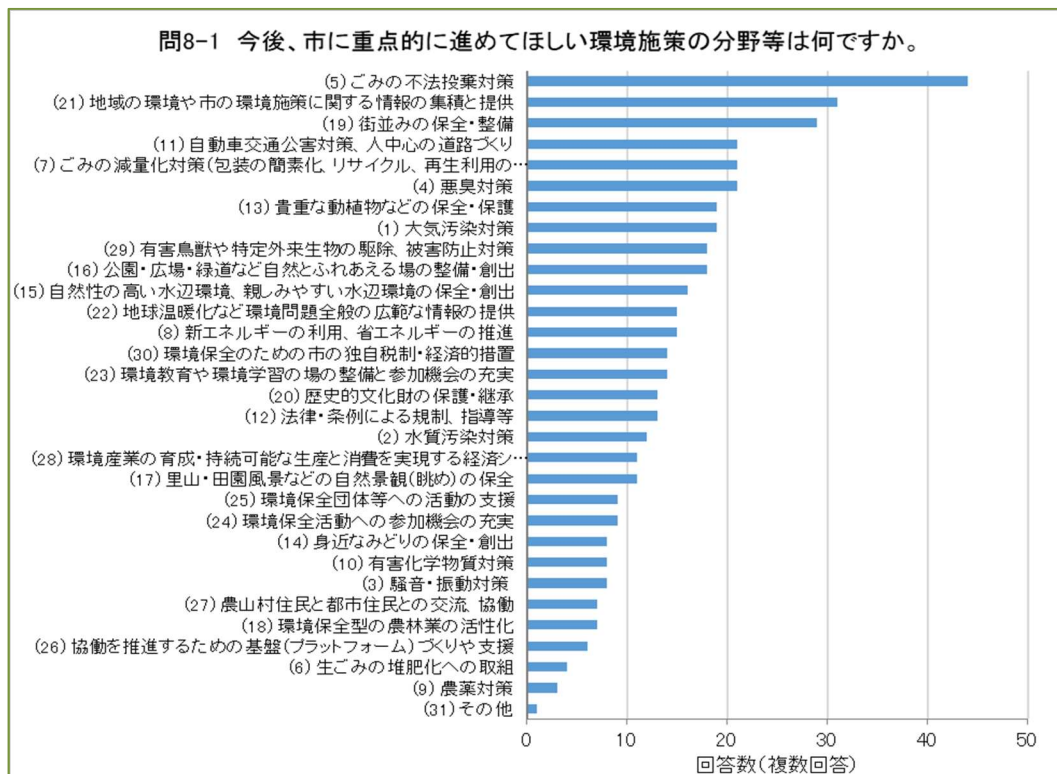
平成30年（2018年）11月から平成31年（2019年）3月に実施した「袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査」の中から、市民アンケート結果、事業者アンケート結果、袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉を抜粋し、以下に示します。

（1）市民アンケート結果

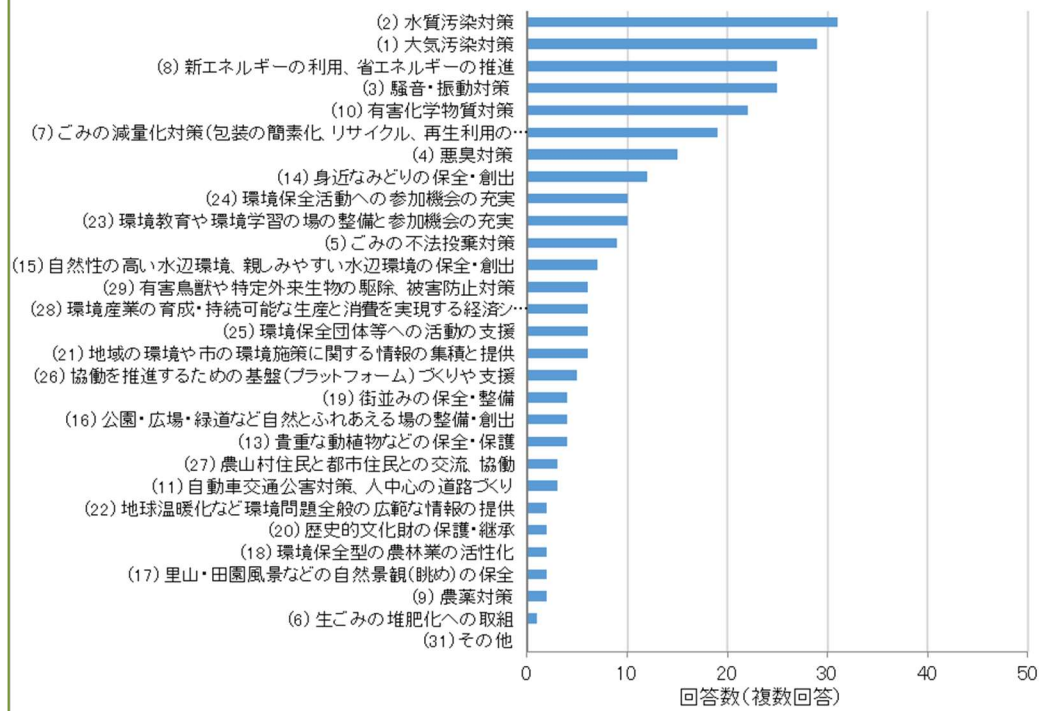




(2) 事業者アンケート結果



問8-2 貴事業所・業界が自ら取り組むべき、または行政と協働して取り組むべき必要性の高いと考える分野等は何ですか。



(3) 袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉

- 森林や海の自然と近代工業が調和する環境都市づくり
- やさしい心と豊かな自然みんなで守るふる里を！
- 緑豊かな安心、安全な袖ヶ浦市
- 昆虫や小動物と共生できる自然を残す未来都市
- 程よい都会と自然の調和
- 美しく豊かな自然の環境で、心豊かな都市を！！
- 人と環境の調和の街づくりの袖ヶ浦市
- 100年先も自然豊かな袖ヶ浦
- 行政と市民が築く安全安心、緑多い住みよい都市創り
- 自然と共生する緑豊かで美しい環境都市を目指して
- 自然豊かで心安らぐ街づくり
- 安全・快適で子育てで住まう、環境が良好。
- 環境にやさしい都市作り
- 緑豊かな安心に住める都市
- 人に安心、自然に優しい豊かな将来都市
- 豊かな環境が心を豊かにする
- 協働でつくる豊かな里山緑の街並み
- 子供から大人まで安心して暮らせるきれいな街、袖ヶ浦
- 市民全員参加で築くひとにやさしい環境都市作り
- 街と自然の調和を目指して
- 豊かな水と緑の環境都市

6 用語集

【あ行】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

●インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略称で「下支えするもの」や「下部構造」を指す観念的な用語です。日本語では社会基盤、基盤施設、経済基盤と訳されています。

●エコドライブ

燃費を向上させるために運転者が行う取組や、そうした取組のもとに行う運転のことで、環境省からは「エコドライブ10のすすめ」が発表されています。

●SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国連目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

●エネファーム

燃料電池を利用したシステムのことです。「水素」と空気中の「酸素」を化学反応させて電気を起こします。排出されるのは「水」だけであり、未来を担う、クリーンなエネルギーです。

●NPO

非営利目的での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。

●LED照明

発光ダイオード（LED：電圧を加えた際に発光する半導体素子）を使用した照明器具のことで、LEDを使用しているため、低消費電力で長寿命といった特徴を持ちます。

●屋外広告物条例

屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観の形成と風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする条例です。

●温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、代表的な物質として、オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあります。地球温暖化の主な原因とされています。

【か行】

●化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどのことです。微生物の死骸や枯れた植物等が何億年という時間をかけて化石となり、やがて石油や石炭になったと考えられているため、このように呼ばれています。

●合併処理浄化槽

トイレの汚水や、台所、お風呂等の生活雑排水を一緒に処理する浄化槽のことです。トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽より環境への負荷が低減されます。

●カーボンニュートラル

植物や、植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして発生する二酸化炭素は、植物が成長過程に吸収した二酸化炭素と同量であり、温室効果ガスを増やすことにはならないという考え方です。

●環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

●環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、昭和63年（1988年）に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。

●京都議定書

京都議定書は、平成9年（1997年）12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）において、同月11日に採択された気候変動枠組条約に関する議定書です。

●原子力発電

ウランを核分裂させて熱エネルギーを得て、水を沸かし蒸気ので蒸気タービンを回転させて電気を起こす発電方法です。

●光化学オキシダント

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤等に含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生する化学物質の総称です。初夏に高濃度になりやすく、高濃度になると目の痛みや、のどの痛みなどを感じる場合があります。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度上昇によって、大気中にもや（スモッグ）がかかる現象のことです。スモッグ（smog）とは、煙（smoke）と霧（fog）が語源であり、大気汚染により視界が狭くなることをいいます。

●耕作放棄地

農林水産省では、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」と定義付けています。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

COPとは、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指します。平成27年（2015年）に21回目の会議がパリ（フランス）で開催されたため、この会議をCOP21又はパリ会議と呼びます。

●国連持続可能な開発サミット

ミレニアム開発目標（MDGs）が平成27年（2015年）で終了することを受け、国連が向こう15年間（令和12年（2030年）まで）の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。単に2030アジェンダとも言われます。「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）を中核としています。

【さ行】

●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等、自然界に常に存在するエネルギーのことです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）が再生可能エネルギーと呼ばれています。

●里山

大自然と都市との間に位置し、集落や人里に接した緑豊かな、人と自然が共存する森です。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を指します。

●指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことです。

●3R活動

3R活動とは、ゴミの少ない社会を目指して行われる、リサイクルのための活動です。

- ・リデュースとは、ゴミの量を減らすことです。
- ・リユースとは、ものを再利用することです。
- ・リサイクルとは、ゴミを資源として新しい製品を生み出すことです。

●3010（さんまるいちまる）運動

長野県松本市で考案され、全国的に広まりを見せている食品ロス削減運動です。「飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らそう」という運動のことです。

●G20大阪サミット

正式名称は、第14回金融・世界経済に関する首脳会合、先進国と主要な新興国等の首脳が、世界経済等の幅広いテーマで意見を交わす会議のことです。

●省エネルギー

エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。

●食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、平成28年度（2016年度）に年間2,759万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は643万トンとなっています。

●自家焼却・野焼き

自宅の庭先や畑地等における廃棄物等を焼却処分することです。廃棄物を焼却することとは、一部例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

●循環型社会形成推進基本計画

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる計画です。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されました。

●水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化（一定にすること）して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のことです。

●生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。

●生物多様性戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

【た行】

●ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で副次的に生成する物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、その量はごくわずかです。過去に生産されていた農薬の不純物としても存在し、拡散されました。ダイオキシン類は、分解されにくい性質を持ち、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。

●地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことをいいます。自治会（町内会）、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体等、様々な団体が活動を行っています。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化等の環境的要因によるものであるといわれています。

●低燃費車

少ない燃料でより多くの距離を走る燃費の良い自動車のことです。

【な行】

●ネットワーク

一般的に「人やモノを網状につなげたもの」を指します。情報システム（IS：Information Systems）の世界では「コンピューターを相互接続したもの」を意味します。

●農業用廃プラスチック

農業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがあり、農業分野、特に施設園芸にとってプラスチックは必要不可欠な生産資材となっています。

【は行】

●パリ協定

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）を参照してください。

●バイオマス

動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源のことです。主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。

●東日本大震災

平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害です。

●ヒートアイランド現象

ヒートアイランド（heat island）現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。

●ビオトープ

本来は自然環境そのものがビオトープとなりますが、生き物が住みにくい都市部等で、人間によって造り出された自然環境を特にビオトープというようになっています。

●PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ μm ：マイクロメートル、 $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下の小さな粒子のことです。PM2.5は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

●プラスチックごみ

プラスチックごみの多くは、包装・容器類として使われたものです。これらのプラスチックごみを不燃物として収集する自治体もありますが、分別せずに焼却しているところも多く、焼却による環境汚染が懸念されています。

●HEMS

「Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメント システム）」の略です。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムで、家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりします。

●ベンゼン

ベンゼンは、原油に含まれており、ガソリンの成分の1つです。大気中におけるベンゼンの主な発生源は、自動車の排気ガスと考えられており、大気環境基準（0.003 mg/m以下）が設定されています。

【ま行】

●マイクロプラスチック

環境中に存在する微小なプラスチック粒子は、マイクロプラスチックと呼ばれ、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5ミリメートル以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

【や行】

●有害鳥獣

人畜や農作物等に被害を与える鳥獣のことで、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、人の生活に何らかの被害を及ぼした場合に有害鳥獣といえます。

●有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法等で指定されたものをいいます。

●遊休農地・荒廃農地

農林水産省では、遊休農地を「耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、荒廃農地を「現に耕作されておらず、耕作を放棄したことにより荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地」としています。

●揚水施設

地下水を汲み上げる井戸のことです。千葉県では、地下水採取規制の指定区域内において、吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水機（ポンプ）を用いて新たに汲み上げようとする場合には、知事の許可が必要となります。

●要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者等に対して対策を講じるよう要請することができるとしています。この判断の基準となる値を要請限度と呼びます。

【ら行】

●レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書で、昭和41年（1966年）にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されています。



第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画

— 令和 2 年 3 月策定 —

発行：袖ヶ浦市環境経済部環境管理課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 - 1
TEL：0438-62-3404 FAX：0438-62-7485
E-mail：sode17@city.sodegaura.chiba.jp